- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	778010	所管省	内閣府	ハ、デカルリル	↑提案内谷に関する事実関係を確認する事項 ■ 1 日本				所们	ぎ省庁の村	<b>食計結果</b>	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類		推進会議に おける再検 討項目
280807003	28年 8月7日	28年 9月5日	28年 10月31日	管理番目の記載 番目のの第三段 を では、 の第三段 を の第三段 を で の第三段 を で に と が 発 と の の を と の を の を の を の を の を の を る を る の を る を る	管理番号(280615006)の第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げについてですが、経済産業省よりの回答で「たな、第3種電気主任技術者免状の交付を受けた後、1万以以上の電気工作物の工事、維持及び適用について6年以上の実務経験を有していれば、第2種電気主任技術者免状の交付を受けることを助ますが、二れについて6年以上の実務経験を有していれば、第2種電気主任技術者免状の交付を受けることを助ますが、二れについて6本は上検書をの過れます。」とありますが、二れについて6本まり現休をご理解なされておられないようですので、この度、意見を申し上げさせていただきます。 そもそも、2種電気主任技術者の実務経験を積むため現場(10000V以上)に配属(勤務)出来ること自体があまりない、また速く動脈をできたとしたも、その上で5年同じ場所で勤務できることも通常あまりないのです。これでは英足に実務経験を積み、資格をいただくことも出来ません。「容易」ではなく、俄然ハードルは高いかと思います。 以上を踏まえ、下記の通り提案をさせていただきます。下記の内、いずれかをお願いできれば思います。 1.6600V以上の高圧現場で実務経験として加味できるものとする。 2.実務経験を教験の短縮 3.要当する者(三種電気主任者)に対して、講習を受けてもらった上で電圧引き上げを認める。4.国家として4000系を音楽とせる。(極端ですが、444次系が広まれば666Vと776Vの需要は減るのではないでようか、38KVから66KVまでの間がなく設備容量の問題でやむ終えず66KVを選択している工場などもあるのではないかと思います) 5. 三種電気主任技術者を書かまが表め入選任することにより、二種電気主任技術者現場の選任とする。 5. 三種電気主任技術者と活かす態策を義務付ける。(3.とは違い、定期的な講習を義務づけるもの) 以上6点ですが、かなり無理な意見を出させていただきましたが、まだまだ案は出そうであります。親対の2種電気主任技術者を活かす施策をとることはの論ですが、熱対数が少なく展界があります。	個人	経済産業省	第三種電気主任技術者免状の交付を受けているものが第二種電気主 任技術者免状の公布を受けるには、「第三種電気主任技術者免状の 安付を受けた数年以上の電圧一万ポルル上の電気工作物の工 事、維持又は運用りの実務経験を要する。(電気事業法第四十四号第 一項第一号、電気事業法の関定に基づ全任技術者の資格・関す る省令第一条第一項 または第二種電気主任技術者試験へ合格し、免状交付を受ける方法 がある(電気事業法第四十四条第二項第二号、電気事業法の規定に 基づく主任技術者の資格等に関する省令第四条第三項)。	電気事業法の規	対応不可	1. 6万V以上は送電系統であり、配電技術とは異なり、事故が起きた際の波及範囲も広くなり、影響も大きいといえます。したがって、実務経験としても、いわゆる、6万V以上の送電設備でのしかしたが、長近は、2 プン以上でのスポット配電などもあり、送電技術に近い経験も積めることから、1万V以上での実務経験も2種取得への実務経験として認めることとしております。したかって、大きな経験を指していたださい、あるいは、そういう経験を精む機会が無いが、どうしても2種の資格が致しい場合は、試験で取得していただきたい考えております。したがって、そういった実務経験を指んでいただくか、あるいは、そういう経験を精む機会が無めた。とも2種の資格が致しい場合は、試験で取得していただきたい考えております。とが表現される方もここ数年、毎年200~300人程度あります。また実務経験で2種の免状を取得さんる方は300人程度かります。また実務経験で2種の免状を取得さんのでは、2 第3種電気主任技術者免状取得に必要な実務経験で2種の免状を取得される方は6年500人~800人名程度となっております。2 第3種電気主任技術者免状取得に必要な実務経験年数は、電気主任技術者をは取得に必要な実務経験年数は、電気主任技術者の大いよります。なまに技術者のよりに有いまれる。10年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年	
280905001	28年 9月5日	28年 9月21日	28年 10月31日	伝統的工芸 品の指定に規 ける生産規模す ること	(支障事例) 伝統的工芸品産業支援補助金の対象は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条、第7条、第9条、第11条及び第13条に規定する計画を定めたものに対象が限られており、当該計画は、同法第2条に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品について、当該工芸品の製造事業者や、製造事業者を構成員とする事業値開場合等でないと数字することがでない。一方、伝統的工芸品の指定を受けるためには、「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事している」とが求められている。そのため、小規模の業種が伝統的工芸品産業支援補助金の対象外となっており、真に支援を必要とするところに十分な支援ができていない。 制度改正による効果) 則に支援を必要とする小規模の業種を伝統的工芸品産業支援補助金の対象とすることができる。生活株式の変化や海外製品の流入により、需要が激減し、永きにわたって受け継がれてきた匠の経済を発展させるとともに、豊かで活気に満ちた地域社会を形成し、ひいては、日本の伝統的な産業に活力を発え、日本の文化を京都から世界へ向けて発信するための取組を進めている。これは地方創生に資するものであり、本提案の実現はその取組の後押しとなる。	京都市	経済産業省	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下、法という)」に基づき、 法第2条第1項で定められた指定要件を満たす工芸品のみが「伝統的 工芸品産業支援機関金については、この指定を受けることができます。伝統的工芸品産業支援機関金については、この指定を受けた伝統的工芸品の 産地組合等からの申請に基づいて受付されます。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条	その他	指定要件のうち、法第2条第1項第5号「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているものであることは一ついては、産業としての最低単位を定めたものであり、原則として10以上のの事業者又は30以上しの位金者を保持していることを表かします(平成12・03・生局第1号 経済産業省通道(伝統的工芸品産業援興事業実施要領」2(2)(5)。ただし、業年品種によって生産規模は多少の差異が生きが、申請のあった内容毎に審査を行っており、要件に合致しているか否かは個別に判断しております。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再快討0.	所管省	内閣府	(2)、争粉同人	が提案内容に関する事実関係を確認する事項				j	<b>折管省庁の</b>	検討結果 規制	友革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の分類	推進 おける 対応の概要 対項	再検
280908001	28年 9月8日	28年 9月21日	28年 10月31日	中州保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	中小企業信用保険法第2条第5項第5号においては、「業況の悪化している業種(全国的)」を四半期ごとに経済産業大臣が更新しています。それはいわゆる「セーフティネット5号の指定業種」といわれるもので、該当する事業者であることが申請により市町村から認定されると、売上高減少で資金繰りに配数さりにの当該事業者であることが申請により市町村から認定されると、売上高減少で資金繰りに日報を抱えている当該事業者が、別枠で信用保証協会へ保証申込み「長齢的には裁判」ができるようになるというものです。その指定業種に該当する事業者「特定中小企業者」であるかの認定を市町村で行っているというものです。私工と、当該犯定事務に振わっている前座設督出当の自治体職員としての立場から意見を申し上げます。それは、「業況の悪化している業種(全国的)」という全国統プ以入ている場合と事で、今後東京オリンドウタを超えてインフラ整備が急とシテで進む国東圏や地方開催が決定している地域と、そのではい地域とですが、国で定めるリストのほかに、数業権上集せできるようにしたらどうでしょうか?例えば、上乗せてきる。業種数は国があらか比の示しておき、その範囲を上限として地方整備局単位でも地域の実現できた。業種数は国があらか比の示しておき、その範囲を上限として地方を備局単位でも地域の実現では、全国的にも中小企業者による投資マイントが含え込んでいるのではないでしょうか、特にこちらの地元ではから収割を進行しまされるように急にします。未来に対する社会経済の不適明感や後継者問題、非人数など、マイナス金利に代表される金融環境以外の部が介積合的に絡み合っているようにも思います。自然災害も多くなってきた折、地下を知ら行政と体が追加業発光での権限を有し、それを効果的に適用、活用することとなれば、中小企業者も安心して事業活動に取り組むことができまり、投資意とは、活用することとなれば、中小企業者も安心して事業活動に取り組むことができまり、投資意とれば、日本のでは、	個人	業省	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定するセーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者に対して特別保証を行うものです。四半期毎に各業種について担当省庁が表別資を行り、その結果を踏まえて経済産業大臣が当該制度の対象となる素種作混しております。指定素量に設当する事業者は一定の売上の減少等の要件を満たすことについて、市前村から認定を受けることによって、一般保証とは別枠で100%保証を受けることができます。	中小企業信用 除法第2条第 第5号		セーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種について、国がその構造転換を支援していてとを目的として、当該業種に属する中小企業に対して特別な保証を行うものであるとから、ご提案いかだけたように同じ業種について地域毎に特定の差部を生ることは支援の趣旨に鑑みて、対応できません。他力で、まおこ地域毎に特役の影響が生しる。事故へ自然災害等の必免的災害については、セーフティネット保証3号及ひ4号により、地域の事情に応じた対応を行ってまいります。さらに、各自治体におかれては国別の事情に応じた制度最資等を実施されているころ、今後と、国と自治体と、それぞれの施策で適切に連携しながら、地域の中小企業の資金繰りを支援してまいります。	
281101018	28年11月1日	28年11月16日		データセン ター及びサー タバー室に当時 を設置 を設置 の緩和	ついても地絡遮断装置が必要とされる。	(一社)日 內 一 社 所 連	経済産業省	「電気設備の技術基準の解釈」(以下、「解釈」とします。)第38条第3 項に対いて、「高圧又は特別高圧の電路と変圧器によって結合される、 使用電圧が300Vを超える低圧の電路には、電路に地線を生じたときに 自動的に電路を遮断する装置を施設すること」と規定されています。	・電気事業法 ・電気販売は ・電技術基準を める省令	すす 現行制度を 下で対応 可能	地線が生じている状態は、電気が正常な経路以外の経路に流れているため、感電や火災等が発生する可能性がある危険な状態です。そのため、「電気設備に関する技術基準を定める省有り、以下、「省令」とします。」では、地綿に対する保護対策を求めています。ただし、地綿に対する保護対策は、地綿が開露の設置に限られるものではありません。省令第15条には、「電路には、地絡が生じた場合に、電線若しくは電気機械器具の損傷、感電又は火災のおそれがないよう、地絡運動器の施設その他の適切な措置を達開しなければならない。ただし、電気機械器具を競性、場所に設定する等地絡による危険のおそれがないよう、地絡運動器の施設その他の適切な措置を選出なければならない。ただし、電気機械器具を競性、場所に設定する等地格による危険のおそれがない場合は、この限りでない。」と規定されており、現行法令下でも、例えば地絡が生じたときの電気の停止が公共の安全権候に支険を生しるおそれがある場合には、7年の他の適切な措置として、地絡運動器ではなく、置報装置等の措置がとれることとなっています。(省令の解説参照)きらに、ただしましあるように、「地絡による危険のおそれがない」場合には、地絡運動器等を省略することができます。 名令に定める技術的要件(地絡が生じた場合し、電線若しくは電気機械器具の損傷、感電又は火災のおそれがないようにするりを添たするしと数らからと技術的の提供があれば、経駅に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断されます。 地絡運断器ではなく警報装置を施設することにするのであれば、それにより上記の技術的要件を満たすという技術的根拠を示して頂く必要があります。	
281101059	28年11月1日	28年 11月16日	28年 12月28日	提携教育ローンの割賦販売 法の規制対 象からの除外	(提案の具体的内容) 顧客利便性の向上の観点から、国公立大学法人等との提携教育ローンを割賦販売法の規制対象 から除外して頂きたい。 (提案理由) 銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登 線を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性や支払可能見込額等について契約の都度調査を行った り、年度毎に取扱状況等に関する詳細な報告書を提出するなど、業務遂行に伴う事務・管理思勢等 の負担が非常に大き、提携ローンを取り扱えないのが実配である。 提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部は、販売である。 提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部は、販売に不到並を与える可能性が極めて低 いと思われ、現行規制においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様 の取扱いとしても問題にならないと考える。 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望 が寄せられており、利用者の経済的な負担軽減や地方大学の進学率の改善にも寄与すると考える。	(一社)第 二地方 銀行協 会	経済産業省	平成20年の割膜販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱力推携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭 消費賃借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な業選性」が存在する場合は規制対象となりました。密接な基連性」の有無は、金銭有賃負債契約と投資機と乗りの手続的一体性・内容的体性性や金銭機関と役務提供契約の手続的一体性・内容的体性性や金銭機関と役務提供業者との一体性、内間係、資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(5 条第4項、第 条第の3の23 5条の3の60 項)	 5 検討を予	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業 構造蓄譲会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る書議をした上で、平成27年 7月に取りまとか接待書において、「中ル交業を含めた登録側が信用機入あっせん集者が法 の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具 体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的は措置は行わず、具体的な負担や 取引実態の把握を機能しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきであ る、その上で、かかる実務的な数組では対応できない負担経過の必要性が示され、かつ、トラ ブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要 に応じ、制度的計畫で要を手再度検討するものとする人とれていますが、現在までに具体 的な必要性をお示しいただいてないと認識しております。今後、具体的な必要性が示され、か つ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

			内閣府での		N提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管	所	i管省庁	うの検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応分別		おける再検討項目
281102024	28年11月2日	28年11月16日	1月31日	般における、各定期報告	環境法章(廃情法、良命リサイソル法、自エイ法、地球通販10列束法、以正ノロノ法はと川、関わる 実物規定書の利用はヒーナリステー [疾程法・[神・法]原ル・神法・「川・教・士」(連は、11年)	本フラン チャイズ	経済産	廃棄物処理法においては、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる ・	う… 爻5 0 乃足ま行 衰ら 11 役5 11 3 2 ぎ見13) 元年   秀秀・ 方第 引ナ 7 対応	環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先についても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の設定や情報管等がなされい、「人」の、ご提案の実現は困難です。他方、関連して取組として、例えば、エネルギーの使用での合理化等に関する法律、力口ン排出抑制法に基づく報告については、共通の図字程等と大子なを活用しており、共通のID・バスワードを使用できるようにする等、可能なものは合理化しております。	0

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		N提集内谷に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所管	省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281104003	28年 11月4日	28年12月6日		洋生上風力発 発生 電車する一般海 を域する長期もるが 開に関する 関サマン整 イ備	スニス 洋 L図 も発電車業を日的 LI ア車業主が一般海域の E期間(20年間初)にももる L田太武	(一社)济連 四国合会	內房農産経業国通環閣 林省済省土省境官 水 産 交 省	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわ たる占用を行う場合における法令などのルールはございません。	-	その他	経済産業省は、平成28年度中に、ルールが明確化されておらず事例も少ない一般海域における洋上風力衆電影備の設置に係る利用調整について、「地方自治体による取組事例や環境省及び当省の東証事業における事例のとりまとめを行い、ガイを作成して発電事業者に周知する」こととしております。第4回再生可能エネルギー等関係所省庁連絡会議資料1より、また、更なる洋上風力衆電設備の設置に係る調整の関係用信に向けて、内閣官房総合無洋政策本部事務局は、関係府省庁と連携し、平成28年度から一般海域の利用調整の実態や利用条件について調査を行い、ルール化の必要性を検討することとしております。	i
281104004	28年 11月4日	28年11月16日	4月28日	火力発電所を リプレース環境 場合の環境 影響の価単化 (合理化ガイ (合理化ガイ 知徹底)	ンの適用による調貸省略(歳ズ1年间の別間短縮)についくも、高いヤ見性か水のられる。しかしながら、合理化ガイドラインが適用されうる計画にもかかわらず、国か自治体の審査により追加の調査 繁が求められるケースがあり、事業の予見性が立たない状態となっている	(一社)济連 西田田会会	<b>经</b> 業環境省	火力発電所のリプレース事業については、「今後の環境影響評価制度 の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)におい て、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書におけら評価項目の裁り込 みを通じた環境影響評価に要する前間の短縮等、実力発電所リプレースに 係る環境影響評価に要する対象電所リプレースに 係る環境影響評価を対象では、「火力発電所リプレースに 係る環境影響評価を対象では、「火力発電がリプレースに 係る環境影響評価 活の合理化に関するがイドラインの改訂について(技術的助言)」(平成 25年代)、「水力・インの改訂について(技術的助言)」(平成 25年代)、都道所県、政令市に対し、本ガイドラインの建旨を踏まえて環境 影響評価に関する審査を行うよう依頼しています。	境影響評価法	対応	「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインの改訂について(技術の助言)」(平成25年3月29日付け環政課発第130294号環境名の大学の改選について(技術の助言)」(平成25年3月29日付け環政課発第130294号環境を合理を合理改業局長)により、最適原界、改令市に対し、本ガイドラインの趣音を踏まえ、改めて、地方公共団体の環境影響評価担当部局に対し、本ガイドラインの趣音・目的等を周知いたします。 なお、【提来理由】において、「合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、なお、【提来理由】において、「合理化ガイドラインに記載の「火力発電所のリプレースのうち、なお、【提来理由】において、よる遺境影響が観定的となり得る事業。」については、合理化ガイドラインに基づば適合の省略を確実に適用し、事業の予見性を高めることが必要である。」との記載がありますが、本ガイドラインは、ガイドライン中の「3、ガドラインの定理・プトラインの基本的な考え方で示しているように、あくまで、アセス手法の合理化の基本的な考え方を示したものです。したがつて、環境影響評価手続の遺程で、個々の事業や地域の特性により詳細対策影響評価実施する必要があると判断された項目については、事業者において所要の調査を実施する必要があると判断された項目については、事業者において所要の調査を実施する必要があると判断された項目については、事業者において所要の調査を実施することが必要となる場合があります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		代提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所管省	i庁の検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当治	法令等	対応の 分類 対応の概要	おける再検討項目
281104005	28年 11月4日	28年11月16日	29年 5月31日	リプレースする場合の環境 影響評価手 続の配慮書 手続きの簡素 化(配慮書の 送付のみによ	環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期段階において、より柔軟な 計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図ることを目的とするものであるが、環境負荷	(一社)济連 四国合会	経業環境 省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者が、その事業の配置、構造、位置、規模を実する段階で、事業計画の複数を登定とし上で、環境へ及ぼす重大な影響について比較評価するとともに、配慮書について経済産業大臣に送付しなければらなず、経済産業大臣に選増、大田の意見があるときはこれを勘案し、必要に応じ、配慮書について環境の景学があるときはこれを勘案し、必要に応じ、配慮書について環境の景全の見地からの意見を求めるよう努めなければならないとしています。	響評価法 対	ご指摘のとおり、環境負荷が明らかに低減する火力発電所のリプレースは、温室効果ガス削減に対する喫緊の要請を踏まえ、手続の迅速化を通じて、早期に運転開始することが期待されます。 しかしながら、環境影響評価手続における配慮書に関し、主務大臣・環境大臣の意見提出を控える運用を行うことで、その手続期間の短縮を図ることは、適当ではないと考えます。なぜなら、火力発電所のリプレースであっても、例えばリフレースの対象となる既設の発電施設が長期間停止中である場合など、停止中とリプレース後の環境影響を比較すると、環境影響が増取するケースがあります。このように環境負荷が低減し、見方によって具体分裂な場合があり、第三者の立場から客観的な意見を取り人な必要があるからです。こうしたこと可環境の保全の見地から意見を述べることができるとされております。したがって、たとえ従前は、り環境内の保全の見地から必要と認められる場合に、主務大臣・環境大臣は適切な意見を述べる必要があります。また、配慮書手終さにおいては、配慮書の公表が含まれており、この公表は、情報を深近の軽点から、配慮書を提出されないて、なの公表は、情報を深近の軽点から、配慮書手終さにおいては、配慮書の公表が含まれており、この公表は、情報を深近の軽点から、配慮書を段階でその内容を明らかにする必要性が高いことから、義務としているものであり、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースであっても、これを公表することは重要です。 以上の理由から、配慮書を主務大臣に送付することをもつて手続き完了として、手続き期間を短縮することは、火力発電所のリプレースを迅速に進める方策として、妥当ではないと考えます。	
281104006	28年 11月4日	28年11月16日		火力発電所を電子すりである。 火力がような影響が開発している。 を影響が開発している。 大力がある。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる。 大力がなる	[具体的内容] 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続左衛素化すべきである。 具体的には、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、配慮書手続上の努力義務とされている意見聴取が不要であることを、ガイドラインへの記載等の形で明文化すべきである。 [提展理由] 火力発電所をリプレースする際の環境影響評価のうち、配慮書手続については、2014年度の経団連要ジリ火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化」に対する政府回答のとおり、環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関家以一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定した別、努力規定としています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。 とされています。 とされている。 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースは、この「正当な理由」に該当すると考えられる。 関係する行政機関等も含め、統一的な見解のもと手続きを進めていく観点から、配慮書段階における意見途取が不要であることを明文化する必要がある。 したがって、「収力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(1023の表別)にて、「環境負債を低減させるような火力発電所リプレースについては、環境影響評価法第三条の七及び主務省やによる意見を求めない正当な理由に該当することから、意見聴取は不要であることを明確化していただきたい。 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・破貨酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に完化することが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・破貨酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に完化することが可能となる。	(一社)济連 西合会	経業環境省	環境影響評価法第2章第1節において、配慮書の手続に関して規定しています。第3条の7第1項では、主務省令で定めるところにより、一般からの意見を求めるように努める旨規定されており、主務省令免電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画股階記慮事項の要定並びに当該責目に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響所の項目並びに当該責目に係る調査、予測及び評価全力部のに行うための手法を選定するための指針並びに環境の保備全のための指置に関する指針等を定める名や第12条では、一般からの意見を原則として求めるべきこと又は求めない場合にはその理由を明らかにすることを規定しています。	響評価法 対	環境影響評価法において、事業者に対し一般からの意見聴取を求めている趣旨は、手続の各段階における意見聴取を通じて、事業者が地域的範囲を限定しない有益な環境情報を収集し、考慮することで、事業者における十全な環境危険を確保する点にあります。そし、火力発電所のリプレースであっても、例えばリプレースの対象となる既設の発電能飲が長期間停止中である場合など、停止中レリプレースをの環象影響と比較すると、環境影響が増加するケースがあります。このように、環境負荷が低減されるかどうかは、見方によって見解が異なる場合かあり、多様な人々の意見を収集しておるを受があることを踏まえると、一般からの意見聴取の必応不可したがって、環境負荷の低減に関するような火力発電所のリプレースにおいて、配慮書に係る関係行政機関等への意見聴取を一律に不要とすることは適当ではなく、個別の状況に応じた条数な対応が必要と考えます。 なお、配慮書に係る意見聴取が努力義務となったのは、「今後の環境影響評価制度の在り方について、管中)(年成22年)月22日中央環境審議会)において、「事業者が事業計画を充足する際に、当該計画の内容について関係地方公共団体に相談することができる制度とすべきである。」とされたことを踏まえたものです。	33

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

Δ:	冉検討の	安合を判所管省	内閣府	め、事務局が	「提案内容に関する事実関係を確認する事項				PF	管省庁の	<b>徐討結里</b>	規制改革
受付番号	受付日	所官省 庁への 検討 要請日	での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の	対応の概要	規制以単 推進会議に おける再検 討項目
281104007	28年11月4日	28年11月16日	29年	火力発ーストラインのでは、 ルガーースのでは、 カガーースのでは、 大力が、 は、 大力が、 大力が、 大力が、 大力が、 大力が、 大力が、 大力が、 大力が	【具体的内容】 これまでの火力発電所のリプレース事例における環境影響評価手続のうち、配慮書・方法書手続 について検証を行い、環境負荷を低速させるような火力発電所のリプレースについては配慮書・方法 書手続の省略を可能とすることを視野に、アセス制度の合理化に向けた検討を開始すべきである。 【提案理由】 股備容量15万kW以上となる火力発電所のリプレースは、環境影響評価手続の対象となる(第二種事業11125万kW以上)。 また、環境負荷が減少し、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される 事により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る火力充電所の影地内又は隣接地に限定される 中により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る火力充電所リプレース(以下、改善)リプレースにいては、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン(以下、ガイドライン)等を通じて、最大限の運用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとされている。 改善リプレースに際してのアセス手続の合理化は、迅速な事業遂行と環境負荷低減の観点からかわてより要望されてきた。しかし政府は、環境影響のおそれ等を理由に、一貫して手続きの一部省略を否定し続けている。 そこで、これまで蓄積してきた火力発電所のリプレース事件において配慮書・方法書手続が果たした役割について、アセス手続きの見慮しに向けた検討を開始すべきである。 なお、事業者としては、以下の理由により、配慮書・方法書手続を行う意義は乏しいと判断している。 ◆配慮書手続、改善リプレースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」ががある環境要素・「大き電子機・発を所でとれる信息書において『重大な影響を受けるおそれがある環境要素・「大きの機・発・関・大きを関・大きを関・大きを関・大きを関・大きを関・大きを関・大きを関・大き	个程/A	整済産 製省 環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更 (リプレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあ らかじが環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措 置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続 を行うこととしています。		分類	ご指摘のように、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて現時点で配慮を変態した上で供用を開始した事例がありません。このため、配慮書・方法書手続の検証には、まずは事例の蓄積が必要と考えます、なお、その検証にあたっては、リプレースの場合であっても既終発し続が接続開作中となっているケースもあり、このような場合は、停止中心変すいるから、100年ので、100年の環境影響評価制度のを明的であってもあり、100年の環境影響評価制度のを明めているで、100年の環境影響評価制度のを明めているで、100年の環境影響評価制度のを明めているで、100年の現場にあれて、100年の環境影響評価、要する期間の知識等、弾力的な運用で対応することが必要したされたことを踏まる、単に配慮者・方法書手機のの収録にあれてよりに環境影響評価(要する時間の対域等・第2時のではなが、運用上の取組によって、最新設備の更新により温室が東ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量なび温排水排出をのの更新により温室が東ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量なび温排水排出を必要ので、100年の変態でありませんでは、200年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態では、100年の変態を表した。100年の変態を表した。100年の変態を表した。100年の表別的を表した。100年の表別的を表した。100年の表別的を表別的ととしています。このように事業を返していた手続を最短・14年に関議決定していますので、事業者におかれましても本取組への御協力をお願いします。	<b>五</b> & & & & & & & & & & & & & & & & & & &
241104008	28年 11月4日	28年11月16日	29年 1月31日	省エネ法、温 暖化防止条 例に基本元化 治の一大に組み が況の公表 が況の公表	【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の湿暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や記載項目等の一元化に対する各自治体の取り組み状況を取りまとめ、公表すべきである。並行して、事務連絡「温室効果力又排出量等の報告に関うる法令と条令との整合性の確保について(抵潤)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)発出以降の各自治体の対応について、実施したアンケートの取りまとめ等を通じて、一元化の障害を突明 除去するとともに、対応の見られない自治体に対しては、引き続き一元化への配慮を要請すべきである。 【提案理由】 名エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地気がしている。と表表的に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化防止条例等を制定し、事業者のよりに提出することを義務付けている。一事務連絡「温室効果力ス排出量等の報告に関する法令と全を合性の確保について(依頼)」2014年6月20日、経済産業名・環境省)による命書から関する場合と記念する事業者が多く存在している。 本エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同であるにもかかわらず、書式が報一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するためのからな事務作業を強いられている。この改善に行、引き終を組出し一元化を自治体の対象が表がないまからな事務作業を強いられている。この改善に対しているがよりないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	京社 団体連 合会 環	経済産 戦省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期 の報告書を作成し、主務大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣)に提 出することを義務付けています。一方、地球環境条例等を制定し、事業 者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義 務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は固とほぼ同 じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。 事務連絡祭出以降に実施したアンケート等の結果においても、一元 化の障害になるものとして、報告項目や算定方法の相違があげられま した。	条 エネルギー使用	表 55 現行制度 下で対応 可能	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の 確保について(依頼) (2014年6月20日、経済産業者 環境省)を発出し、可能な範囲で省エネ 法との整合性に留意するよう協力を要請数にました。國の地方公共団体への関与は地方公共 団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法第245条の3)に基づ ま、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の運動力のある要請を 変あることは困難です。 従って、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、可能な範囲で省エネ法との整合性に 留意するよう引き続き要請してまいります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	丹伊討0.	所管省	内閣府	以、争務何ル	「提案内容に関する事実関係を確認する事項 			PF %	き省庁の	検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	_推進会議に おける再検 討項目
281104009	28年11月4日	28年 11月16日	29年 1月31日	山の一九化	【具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、事業者の事務負担を軽減する製点から、提出先の一元化に向け、政府・自治体間の情報共有制度を整備すべきである。例えば、省エネ法に基づく主務大臣への届出に地域コードを付すことで、各自治体が温暖化防止条例に基づ信出として活用できる仕組みを構築すべきである。 「提案理由」 名エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して財産課金務付けている。事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月の日、経済産業省・環境省)による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケー・調査等、政府が切応を行っているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。 名エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく機告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式と提出先が続一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いされている。国は、名エネ法に基づく定期報告をであまま温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほ同一であるにもかかわらず、書式と提出先の統一されている。のは、名工者に基づく定期報告をであまま温暖化防止条例表が必要されている。国は、名エネ法に基づく定期報告をであまま温暖化防止条例、基づく配合して扱えるようなシステムを整備するとともに、各自治体に対し、届出の書式と思口の一元化を呼びかけるべきである。 届出を一元化するシステム的基準の会がないため、日本の書式を提出をの一元化に関する検討が進むことが期待される。 文書の書式や提出窓口の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資する。	(一本租)济連 日 日	<b>経業環境省</b>	エネルギー使用の合理化等に関する法律体第に関する法律体第に関する法律体第に関する法律体第に関する法律体第に関することを最終付けています。一方、地球環境条例等を制定し、事業の合理化等に関することを最終付けています。力、地球環境条例等を制定し、事業の合理化等に関することを最終付けています。対象となる事業者や様式は国とはぼ同則第15条、第17を集集を指している自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とはぼ同則第15条、第17を集集としています。	現行制成下可能	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)を発出し、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう協力を要請致しました。国の地方な共団体への関与は地方公共 団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法策245条の3)に方、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を実施することは困難です。 、従って、省エネ法に基づ、報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成、提出に係る事業の負担軽減の観点から、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。	
281104010	28年11月4日	28年11月16日	1月31日	省エネ法に基づく中長期計		(一柱) 一柱 一柱 一柱 一柱 一柱 一柱 一柱 一柱 一柱 一柱	经济產業省	エネルギーの使用の会理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、工場等におけてネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項判断基準と定めています。また、工場を設置している者への工場等におけるエネルギーの住用の合理を特に推進する必がある者と、おり、持定事業者として指定し、毎年度、即述の判断基準において定めら、朱、第15条、第16元エネルギーの使用の合理を特に推進する必要がある者と、法事条、第15元エネルギーの使用の合理を制度が関いて表の違反からめ、朱、第14条、第15元エネルギーの使用の合理を対して表の違反からめ、朱、第14条、第15元エネルギーの使用の合理との目標に関して表の違反からめ、朱、第15元エネルギーの使用の合理との目標に関して表の違反からめ、朱、第15元エネルギーの使用の合理との目標に関して表の違反からめいこととされています。名主務大臣は、名特定事業者の中長期的な計画の作成に資するために必要な指針を定めています。	対応不正	省工木法では特定事業者に対して、毎年度、判断基準において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関して、その速成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣へ提出するとを求めています。 製造業等のようのエネルギーを使用する業種を中心に、これまで相当程度の省エ平規制が実施されてきていることから、今後更なるエネルギーの使用の合理化を実現するためには、技術的、経済的に可能な範囲で、大規様な機能資産経路持つを受かるを必め、今後ある程度が大規模な費用発生が見込まれる設備投資に関する事項などについて、中長期的な計画として提出を求めております。 それ故、中長期的な計画に記載される事項は経営判断等に左右される事項であり、特定事業者間で多様な内容が提出されていることを請まえ、現状の様式としております。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	+分快前0	所管省	内閣府	以、争伤何ル	が提案内容に関する事実関係を確認する事項			所	管省庁の	検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281104011	28年11月4日	28年11月16日		単位での省エ ネ法定期報 告の実現	【具体的内容】	団体連	经集省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等 左設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエ 用の合理化等に ホルギーの年度の使用量が原油換算で1,500kl以上であるものをエネ ルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者とし、特定等業者 ネ法、第5条、第7 として指定し、毎年度、エネルギー使用量その他エネルギーの使用状 条、第14条、第1 条	現行制店下で対応		) -
281104012	28年11月4日	28年 11月16日	29年 1月31日	位改善目標 における生産	いか、美院には生産重か減少した場合、一般的に、生産設備の具何率が低下するため、生産重の減小ほどにはエネルギー消費が減小したい	(一社)日 済建 合会	経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めており、その中で、エネルギー消費原単位を申長期的に示す年等均1パーセント以上低減をせることを目標として、語目標及び措置の実別で努めるものとしています。主教大臣は当該事項を開いる法律(名)を指置の実践であるものとしています。主教大臣は当該事項を開いる法律(名)を「こついて必要な指導及び助言を行い、その合理化の状況が判断の基本法グを実施していて必要な指導及び助言を行い、その合理化の状況が判断の基本法グ等5条で計画の作成を指示することが可能です。さらに、当該指示に従わない、条一第16条で第16条です。ことができることとされています。この設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用量が原油検算で1,500k以上で、第16条で表し、特定事業者として指定し、エネルギー管理教括者等の選任及び海を指示する法律能行るあるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者とし、特定事業者として指定し、エネルギー管理教括者等の選任及び海中保険のエネルギー使用量等の報告を求めています。上段の計畫のうち、指示以降の措置は特定事業者に指定された者にのみ行うこととされています。	現行制度で対応		É

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		投条内谷に関する事実関係を確認する事項	提案	所管	所管	管省庁(	D検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応の		おける再検討項目
281104015	28年 11月4日	28年 11月16日	29年 1月31日	発電事業登録・特定登録 電事実送配電事におけるの簡 におけるの簡 路化・効率化	2. 栓圧者への事業油出	(一社)济連 回合会		OCCTOは、電気事業者相互の協調に係る厳務を効率的かつ実効的に行うことを目的として設立されており、電気事業法において、電気事業者のOCCTOへの全員加入義務が定められております。また、電気事業者になかど方がについては、法令において、要件が定められているため、審査が必要となっております。 OCCTOが、電気事業者相互の協調に係る義務を効率的かつ実効的に行うためには、要件を消たして電気事業者が確実に加入することが要件となることから、次のようなプロセスにより、OCCTO、経産省双方に実り確認を行うとともに、書類についても都度、必要な書類提出を求めております。 1. OCCTOへの加入申込 2. 経産省への事業届出 3. OCCTOへの通知 4. 経産省への加入届出	定	登録プロセスについては電気事業者のOCCTOへの確実な加入を確認するために実施してい 予 るものであり、加入確認の実効性を担保するため電気事業法等で定められているところです。 今後、法令趣旨である加入確認の実効性を担保しながら、事業者の事務負担の軽減をできないかなど手続の見直しを検討してまいります。	Δ
281104016	28年 11月4日	28年11月16日	28年 12月28日	自己託送にお ける供給力権 要件の見 値し				平成26年4月1日に資源エネルギー庁が定めた「自己託送に係る指針」 において、自己託送に係る供給行為と電気事業法第27条の31に定める特定供給との関係について図を用いて解説がなされているところであり、自己託送を実施しようする事業もは本部社を参考に、自らの供給行為が特定供給の許可を取得する必要のある行為か否かを確認していただいでは当まで、では、事業者が自己託送を行うにあたっては一般送配電事業者により自己託送を対が必要となりますので、まずは、一般送配電事業者により自己託送を実施させて見いかどうかの判断がなされますが、判断に送うケースにおいては、一般送配電事業者は資源エネルギー庁や各経済産業局に確認を求めることとしています。	事実誤	A社とB社が会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する観子会社である場合。A社がB社の電気を併せてA社の拠点であるAIに電気の供給を行うことは自己託送可能をあり、当は不要となってはおはか。自社への君気の供給として、その割合に団ぼは、集物定をあり、当は不要となってはおります。ため、配名の社への電気の供給しいな、特定でおいる場合を除き、B社の状況により許可等必要なこともあるため、個別具体的な案件を相談いただきたい。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ②:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	ノ安合を	・判断す	るため、	、事務局が	《提案内容に関する事実関係を確認する事項							
W 44 W 5	W (4 e-	所管4		閣府	O oto sile v	## <b># # # # # # # # # </b>	提案	所管		所作	管省庁の村	<b>食討結果</b>	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討要請し	回答	き取り め日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281104017	28年11月4日	28年 11月16		8年 業1	・電供給事 に係わる特 供給に関す 現制緩和			経済 <u>産</u> 業省	電気事業法第27条の31で定める「特定供給」は、電気の使用者と供給者の間で「密接な関係」が存在することから自家発自家消費に類似した性格を有すると認められる場合について、そのような関係がない場合に比して電気の使用者の利益の保護の観点が関まっていることから、電気事業者のライセンスを得ること無く、電気の供給を行うことができるよう規定したものです。同条第3項において、特定供給の許可基準を定めていますが、第1号における経済産業令で定める関係とは、施行規則第45条の24において「①生産工程、資本関係、人の関係等におけるもの、②即引等により一の企業に率する関係を自然のようとする場合にあっては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの」と規定されています。当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの」と規定されています。当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの」と規定されています。3のいずれがに該明をして関心を要がありますが、後荷産業者では、「電気を供給を行うに対する関係性を有していること等にある。これで、特定代給を手法に基づく経済産業人臣の処分に係る審査基準等(経済産業省・平12・052資第16号・平成12年7月1日)」に照らして当該申請内容の審査を行っております。	27条の31第3項 第一号 電気事業法施行 規則 第45条の	現で対制を対して対対を対して対対を対して対対を対しませた。	施行規則第45条の24の「①生産工程における関係」とは、例えば、同一コンピナート内において生産工程上、原材料や蒸気等の需給関係があって、それを第三者との受渡して代替することが困難であることを意味しますので、そのようなケースにおいて第二を習りしていただければ密接を関係性を有すると判断出来ますので、組合の設立等は必要ございません。できな関係性を有すると判断出来ますので、組合の設立等は必要ございません。中級的にオフィス等における熱供給は暖房利用等の場合が多いと考えられますが、当該熱供給の契約締結をもって、電力供給に関する密接な関係性があるとまでは言い難いと考えます。	
281104018	28年11月4日	28年11月16		8年 承	任技術者者 大部委を 計算 を お 教算 係数 わ	【具体的内容】 現在、換算係数の算定において、小規模高圧需要設備については、合計した値から10以内の事業場に係る検算値に点相当)を使除することとされている。小規模高圧需要設備に限定せず、この2点を現状の33点に組み入れ換算係数の上限を35点に引き上げるべきである。 「担寒電由」 (a) 規制の現状 自家用電気工作物の保安管理業務を受託する際、事業者は、換算係数が33点に達するまで、業務を受託できる。 模算係数を算出する際、小規模高圧需要設備については、合計した値から10以内の事業場に係る検算値を設除することとされている。 (b) 要望理由 小規模高圧設備について控除されている換算係数2点を、小規模高圧需要設備に限定せず、従来の拠算係数の上限33点に加算し、上限33点に緩和しても、主任技術者の業務が考しく増える事は無いと想定される。換算係数が33点とされた。当に上代、点接機器の技術的進から直接設備の変性性向上が見られることもあり、検算係数の上限33点に加算し、上限35点に緩和しても、主任技術者の業務が考しく増える事は無いと想定される。換算係数の3日ましたが高度が保たるに保安上の配点から全ての設備の受託が対象となる換算係数の引き上げが健しにとしても、例えば、現在小規模高圧設備のみを対象としている2点分を、一定程度の規模の高圧需要設備にまで広げることは可能と考えられる。 (c) 要望が実現した場合の効果 業務に会給があり担当物件を増やしたいと思っていても換算係数の規制により追加的に保安業務を受託することのできない主任技術者が、小規模高圧需要設備に限定せず、換算係数2点分の設備を新たに受託することが出来る。 また、主任技術者が不足している地域においては、新たに換算係数2点分の設備を受託できることで、主任技術者不足の改善にもつながる。		経済産業省	自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を監督するため、電気工在技術者を選任する必要があるが、一定の要件を満たす電気工作物については、経済産業大臣の承認を受けた場合、その保安管理業務を要託する事ができる。 但し保安管理業務を受託する事業者は、事業場の種類及び規模に応じて近められた換算保数を乗じて得た値の合計値が33点未満でなければならない。	電頻等=業法施行2 電頻第二条2条のび第 一号へ事業2条例2 一号へ事業2条例2 第第1号一の投び第号 一号の事業2条例2 19年1日の投び第号 19年1日の投び第号 19年1日	対応不可	点検告示(経済産業省告示第249号)第3条第3項に定める点数の上限は、管理を受託した電気管理技術者が一人で設備を危険するために必要な「標準的時間」を考慮して設定されたものであると方ため、「課準的時間」の変更に関する具体的な証明がない限り、点数上限の緩和は困難なあると、指摘の「10以内の事業場を除する」という制度は、過去・規模が高速圧が必要でない、「上級用電気工作物」に規制強化したことに伴い、特例的に措置されたものです。からまで小境管、現技術者が追加的な保安管理を受託しても、保安上問題がないことを踏まえて措置されたものです。です。このため、ことを踏まえて措置されたものです。このため、ご提案内容のように本制度を他の需要設備に広く適用することは、困難であると考えます。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     ○・再検討が必要(「⑥」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	安合を#	断するた	め、事務局な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項							
# 4 # B	W 4 0	所管省庁への	内閣府での	AD only the vita	根字の目は仏中の空	提案	所管		所'	管省庁の村	<b>食討結果</b> 	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
281104019	28年 11月4日	28年11月16日	28年 12月28日	換算係数の区分の見直し (備易受電散 (備の換算係 数引き下げ)	【具体的内容】 簡易受電設備については、CB型受電設備に比べて点検が容易で信頼性も高いことに鑑みて、現在 08とされている検算係数を、例えば06程度まで、引き下げるべきである。 【提案理由】 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規 則第52条の2第1号ロの要件、第1号へ及び第2号ロの機械器具並に第1号ー及び第2号・ハの算定 方法等並びに第53条第2項第5号の9頻度に関する告示)第1条第2項において、設備容量2000以7以以 下・キュービクルボ・PF-5型の3条件を満たす簡易受電設備については、保安管理業務を受託する者 の実務経験率とは横なた構造をことができるとされている。 一方で、保安管理業務受託件数の上限を定める検算係数については、簡易受電設備も、CB型受 電設備等の上別様な体構造を持つ設備に同等の規制を受けている。具体的には、現在の検算係数 は、150kVA以上550kVA未満の需要設備について08と定められており、概ね300kVAを境に住み分け がなされている前易受電設備と05型受電設備を区別していない。 告示第1条第2項に規定される簡易受電設備と区別していない。 告示第1条第2項に規定される簡易受電設備は一般にと呼ばであるため、測定点検の難易度・作業工程数がCB型受電設備は、設備機器類や構造が極めて単純であるため、測定点検の難易度・作業工程数がCB型受電設備に比べて明らかに小さい、また安価な機器が多く交 とがの難易度・作業工程数がCB型受電設備に比べて明らかに小さい、また安価な機器が多く交 及ば0.0程度に引き下げ、受託可能件数を緩和しても、大きな問題は生じないものと考えられる。 本規制緩和により保安管理業務受託の幅が広がれば、慢性的な外部委託の主任技術者不足の解 消が期待できる	(一社)日 本経済 団体連	経済産業省	自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を監督するため、電気主任技術者を選任する必要があるが、一定の要件を満たす電気工作物については、経済産業大臣の承認を受けた場合、その保安管理業務を受託する事ができる。なお保安管理業務を受託する個人事業者は一定期間の実務経験が必要であるが、①股借容量300KVA以下で、②受電設備がキューピクル式であり、③主重断装置がDF・S形であるという条件を全て満たせば、当該期間から1年を滅じた期間とすることができる。	電気事業法施行2 規第11号の火砂機等の大砂機等の大砂機等の大砂機等の大砂機等の大砂機等の大砂機等の大砂機等の大		点接告示(経済産業省告示第249号)第1条第2項における点数は、管理を受託した電気管理技術者が一人で設備を点接するためた必要な「標準的時間」を考慮して設定されています。 こ 指摘の簡易受電設備について、ためな正において必要機能を放取締を図ったのは、CB 型の受電設備について、ための改正において必要機能を放取締を図ったのは、CB と型の受電設備について、大めら点検に必要な様解す数が減でも差し支えい しと判断したためです。一方で、換算係数の根拠となる点検に必要な「標準的時間」は、同談 で大きな差はないと考えており、このことを論まえると、換算係数の見直しは困難であると考え ます。	: #
281104020	28年11月4日	28年11月16日	28年12月28日	LNGローリー 車への充てん 量の上限引 上げ	【具体的内容】  LNGローリー車への充てん量は高圧ガス保安法の容器保安規則第22条の「液化ガスの質量の計等の方法」に基づき、是大でもLNG2ンク内容積の90%でと規制されている。 一方で、同じLNGを輸送するLNG船の最大精付制限率は39%基準温度/想定される最高温度/の比重と模載温度の比重の関係によって変化であり、海外におけるローリー単の積付け比率の一例は 97%となっている。こうに大寒憩を踏まえ、現状の規制値の30%を、例えば95%程度まで上方修正することを視野に、検討を行うへきである。  【提案理由】 〈規制の現状〉 高肥の現状〉 高化ガスにあっては当該容器の常用の温度の5つを最高のものにおける当路後であるが成立では当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当路後化ガスのは三部を指すていずるだが上が、大変化ガスにあっては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当路後化ガスのと単位キログラム毎リットル)の数値に十分の力を乗じて得た数値の逆数(以下、名略)」と定められている。これは、最大で部路容積の90%をでは日本を行った。この規定に基づいて、LNGローリー車への充てん量については、内容積の90%が上限となっている。 〈要望理由〉 本であるためにおけるローリー車の様付制限率は98%と規定されている。 海外事例を挙げると、オイルメシャーであるためにおけるローリー車の権付制限率は98%と規定されている。 海外事例を挙げると、オイルメシャーであるためにおけるローリー車の様付制限率は98%と規定されている。 海外事例を挙げると、オイルメシャーであるためにおけるローリー車の様付制限率は98%を接定されている。 上の10年の時間は内に容先への配送・行動記を行っている。 たいた、液を形でもあると想定される。 〈要なが実現した場合の効果〉 「粉送効率の改善例限を90%から95%とすると、1合当たりの輸送量は5%とすることは、70条人であるととを定される。 〈要望が実現した場合の効果〉 「粉送効率の改善例限を90%から95%とすると、1合当たりの輸送量は5%とよることで、10分の上の一単の配車台数が減ることが想定される。配車台数が減ることで、1NGローリー車においても現代の形成であるととができる。(コスト制減効果) ローリー車によるLNGの最大をできる。 「コスト制減効果) ローリー単はよるLNGの単列等を発音のでは減させることができる。削減額としては数億円程度と期待される。	(一社)日 本経済連 合会	経業省	容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50条)第22条において、液化ガスの質量の計算方法について、規定しております。 同象で定める第五(ミペンの中ののの求め方については、「低温容器、超低温容器及び液化系が力は自動車燃料装置用容器に充てんずる液化ガスにあっては当該容器の常用の温度の方表最高ものにおける当該液化ガスの比重(単位、キログラム毎)ットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数しためられています。 この規定に基づき、LNGローリー車への充填量については、内容積の90%が上限となります。	容器保安規則 (昭和41年通商 產業省令第50 条)第22条	その他	御要望につき詳細を伺い、内容積の上限値を上方修正したとしても、高圧ガス保安法上の存 安の観点から安全性が十分確保できることの技術的な根拠を示して頂ければ、安全性が低下 しないかどうか適切に見極めた上で、必要な検討を行いたいと考えます。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管		府 提案事	ाठ	提案の具体的内容等	提案	所管		所'	管省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
文刊留写	Z1) D	検討 要請	回答項目を必め	(9)	坝	従来の兵体的的合守	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
						改正個人情報保護法(以下、個情法)の下では、要配慮個人情報とされる病歴(政令では、カルテ情			が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合 は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されないこととされておりま す。	個に人間の保護に対している。 関い、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	関連】 現行制度 下で対応	【個人情報保護法関連】 改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において「大学その他の学術研究を目的と する機関語しは団体又はそれらに属する者が「学術研究の用に供する目的」のために個人 情報等を取り扱う場合は、従前に同様、同法第4章の規定は適用されないこととされているため、例えば、私立大学、研究所、1つの主体とみなすことができる共同研究、学会(学会に所属 する医師等も含みます。)等が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、 法第4章の規定は適用されません。 なお、当該海門除外に関する考え方及びその範囲については、個人情報の保護に関する法 律についてのガイドライン(通則編)に示しております。	<b>5</b>
281111001	28年11月11日	28年12月66		個別は「対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対の対対を対対の対対を対対の対対を対対の対対を対対の対対を対対の対対を対対の対対の	保を研倫の提及究理を発行し、これのは、それのでは、それでは、それでは、それでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	報等の全ての臨床情報を含む)を取得する場合、取得時の目的と異なる利用をする場合又は第三者 に提供する場合、そのことについて本人同意の取得が求められ、オプトアウトでの実施が原則できな いとされる。 この法改正を受け、医学系研究の倫理指針「(人を対象とする医学系研究に関する倫理指針)等。 以下、指針)の改正が現在進められている。この指針改正案は、民間、行政機関、独立行政法人等 ある。従来の指針では、診療情報等から氏名・住所等の個人を特定する情報を削除した「匿名化」を ある。従来の指針では、診療情報等から氏名・住所等の個人を特定する情報を削除した「匿名化」を 方と、従来の指針では、診療情報等から氏名・住所等の個人を特定する情報を削除した「匿名化」を 方と、従来の指針では、下の場合である。 では、かが国の目指す医療イバーションはおろか、医療・医学そのもの、すなわち患者への治療の 造を妨げる。例えば、既に中本途の報と時に大いまなの。 造を妨げる。例えば、既に中本途の報と時に対している。 を表して、例えば、既に中本途を始めた。 また、指針な正案では、従来の改正時には取けられた「整強措置」がなく、現行指針上の必要な手 素を強んで実施中の研究でも、改正指針の施行までに、改正指針に適合するよう見直し、変更を行 素を強んで実施中の研究でも、改正指針の施行までに、改正指針に適合するよう見直し、変更を行 素を整めて実施中の研究でも、改正指針の施行までに、改正指針に適合するよう見直し、変更を存 素を強んで実施中の研究でも、改正指針の施行までは、なり、規門指針との必要なる。しか、改正指針の公布は単くでも来年が見になる。しか、公正指針の公本に単くでも来年にいるとなるので、ので、 を表して、表して、他来で、こうした対応を格が、また、 は上のような態から、以下を要望する。現在の個情法体来上は3法の事業主体の別によると必念されて、 選よれる義務内容や義務免除。実件等が異なるが、そうした法体系上の違いによる壁を超えて、医学 要とれる義務内容や義務免除要件等が異なるが、そうした法体系上の違いによる壁を超えて、医学 要とれる義務内容や義務免除要件等が異なるが、そうした法体系との違いによる壁を超えて、医学 要される機関がない、現では無対なない、そうした法体系との違いによる壁を超えて、医学 第次についてはすべからく、一旦は各主体に異せられた法的意務を免除し、この上で、他理指針の 改正に際しては、どの主体も履行・遵守可能な、現行指針と同様の個人情報取扱い規定の採用を求 かる。	個人個人個人	<b>周极長文字學動逐業</b> 人保員都省生省濟省 情護会科 労 産	(健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む、及び書物、力を指摘の影響並びに傷痍の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回度主人は生活の質の由上に資する知能を得るでき目的として実施される活動を行うに当たっては、当該指針を守らなければならないこととしています。なお、ヒゲノル・遺伝子解析研究を廃血する場合は、ヒドゲノル・遺伝子解析研究所である。 研究に関する倫理指針(平成13年文部科学者・厚生労働者・経済産業者告示第1号。以下「ゲノム指針」という、が適用されます。現行の医学系指針では、診療情報等の股係情報を自機関において現行の医学系指針では、診療情報等の股行機を自機関において	医学系研告 学品理力、完全 学品理力、完全 中で、一定 中で 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 中で、一定 一定 中で 一定 中で 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定	針関連】	【倫理指針関連】 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学名・厚生労働省告示第3号。以下医学系指針という。)に定める諸手続に沿つて作成・許可された研究計画書と基づ研究者等で構成される学術研究を目的とする研究グルー型は、個別具体的な事例ごとに判されるの。その実質や外形が1つの機関としてみなし得るものであれば、改正個人情報保護法第70条第1項第3号の「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」に該当しると考えられ、個人情報を限り扱う目的が学術研究の用に供する場合は、個人情報保護法第70条第181とないます。すなわち、個人情報保護法が適用される機関については、またる目的が学術研究の用に供する場合は、個人情報保護法第一な方な機関において行われる研究であっても、その実質や外形が1つの機関としてみない場合のであれば、個人情報保護法が適用されないとしたがます。 すなわち、個人情報保護法が適用される機関については、またる目的が学術研究ではないような機関はおいて行われる研究であっても、その実質や外形が1つの機関としてみない得ののであれば、個人情報保護法第4章の規定が適用されないことによびます。 個人情報保護法第4章の規定が適用とないまなが表がまる場合、例えば、インフォームド・コンセント等の手続きにおいて、自機関における民存情報の利用や既存試料・情報の第 主発性を行り場合のであれば、個人情報保護法第4章の規定が適ままえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを認まえ、パブリック・コントを記まるが、1号に対していては、当まが出まがまり、また、経過措置等については、他理審音奏員会のの遺伝が見な負担を避けるため、医学系指針でいては、他理審音奏員会の影音を不要とすることとしています。 改正後の医学系指針及びゲノム指針は平成29年早期に公布する予定です。 改正後の医学系指針及びゲノム指針は平成29年早期に公布する予定です。	fi
281114001	28年 11月14日	28年212月6	28年日 12月28	遠隔監視 る高圧ガ る高圧が 立 造施設の 安業務	し、(動き降水・無事を)に2保に2保に2保に2保に2を	高圧ガス製造施設の区分ごとに常駐させる保安係員の代替として、ITを活用した遠隔監視を要件とて認め、人による監視からシステムによる制御というIDT化を進めるべき。  a)現状 製造施設の区分ごとに保安係員を選任し、高圧ガス保安に関する職務を行わせなければならないた が、製造を行っている間は保安係員が常駐する形態を取っている。海泳凍機株やに戸ガスなどでは遠路性角が監めれる一番とない。 (社) 日本経済団体連合会からの規制要望「冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第9条2号の「1日1回の異常点検」に該当するい。(は)、「点検方法について、コンニータ制御等に必透陽経行と持つに、該当場を行うには、遠隔操作を行う場合でしいて、立と二十一タ制制等による遺隔操作で行う場合でこいては、遠隔操作を行うた場合であっても十分に保安の確保が可能であると証明すれば、その方はにより点を行うこと場合所制度と下の時である。」と設定を行うに場合関係制度を下の部である。「全国規模の規制改革、民間開放要望」に対する各省庁からの回答について、(平成18年11月27日)【資料1】検討要請に対する各省庁の回答参照)  b)理由 高圧ガス施設においても、保安係員と同等以上の水準で遠隔監視による保安が技術的に可能になっている。冷凍機械やレアガスだけでなく、高圧ガス施設においても遠隔監視を保安係員の要件とし定数、IT化を促進すべきである。  c)効果 深安係員による監視が義務づけられているが、ITを活用することにより省力化して作業効率を高め、経知の対策が高まり、生産性の向上に繋げられる。また、温度や圧力などの蓄積データにより早期複常検知が可能となり、保安水準の向上が期待できる。  ルフステム化により他の事業場への展開を推進する。	(一社)電 子情報 経 禁協会	業省	高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の運転に関して、ITの活用や遠隔監視の実施に係る制約は行っておりません。 高圧ガス製造保安係員(以下、保安保員)という。)に係る規定としては、高圧ガス受益保安係員(以下、保安保員)という。)に係る規定としては、高圧ガス製造保安活は高圧がス保安法第27条の2場4項の規定に基づき、経済産業令令で定める区分に従い、製造保安賃任者の資格を有し、かつ高圧ガスの製造に関する業務経験を持つ保安係員を選任する最初があります。また、高圧ガス保安法第22条第3項の規定に基づき、保安係員定製造監約を指針、製造の方法の影響に関いる発生のの念ी程の実施などの高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な業務を行わせることが義務づけられています。	高圧ガス保安法 第二十七条の二	その他	制度の現状に記載のとおり、高圧ガス設備の運転に関して、ITの活用や遠隔監視の実施に係る制約は行っておりません。IT技術の導入を進めて頂き、IT化を促進して頂くことは重要さえます。 人による監視からシステム制御への見直しを進めるにあたっては、人とシステムとの適切な制完体制を検討していくことが重要です。 例えば、保安保負には災害者と時の応急措置の実施などの業務を行うことが義務づけられていますが、災害発生時に保安保負がいない場合、現状の技術により、どの程度安全が担保出来るのか等について検討を進めることが必要です。	Δ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		で定案内合に関する事実関派と唯語する事項	提案	所管		所管省	<b>-</b> ウの検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令		<sup>床の</sup> 対応の概要	おける再検 討項目
281114011	28年 11月14日	28年 12月6日	28年 12月28日	輸出に関する	や氏间利用、目在工場への輸出などについては、計可不要・例外を設けるなどの規制緩和を検討損またい	(一社)電 子情報 養協会	経済産業省	我が国は、国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転 外国為替及 用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家 サペテロノスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防止する ために、国際輸出管理レシームの合意内容を踏まえ、武器や軍事転用 可能な貨物や技術の輸出等がなたる場合に、選器や軍事転用 可能な貨物や技術の輸出等がなる場合で、外国為替及び外国貿易法 和24年法律第220号)に基づき実施しています。 具体的には、規制対象となる貨物及び指列の外延を、貨物に関して は輸出貿易管理の昭和24年政令第378号)別表第1に、技術に関し には納出貿易管理(昭和24年政令第378号)別表第1に、技術に関し 記録管理、保証の経過を開発を開発を開発を開発を開始を 計算な内容を輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に 提定に基づ 定がています。	第25条 令別 理外の貨定 である である である である である である できる かいまる できる かい かい かい できる かい	御提案のあった技術の提供のうち、ソースコードが公開されている技術の提供に関しては、タ 為令第17条第1項の例外として、同条第5項に基づく貿易関係貿易外取引等に関する省令 (平成10年通商産業省令第8号)第9条第2項第九号によりソースコードが公開されているブ 制度 労応 対応 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	<u>*</u>
281117022	28年 11月17日	29年 4月10日	29年 5月31日	した形での資格の新設	【具体的内容】 航空整備士資格試験課目の「基本技術Ⅱ」について、単体の資格として認められるよう、航空整備 士試験とは独立した形で別途、資格を新設すべきである。 【提案理由】 一等航空整備士(以下、一整と略)及び二等航空整備士(以下、二整と略)の資格取得に際して、航空整備士資格試験課目のひとつである「基本技術Ⅱ」の修了が必須となっている。 近年は、一等航空運航整備士(以下、一理と略)及び二等航空運航整備士(以下、二連と略)取得 課程においても、本来求められている「基本技術Ⅱ」の所容を網羅し、かつそれを上回る内容のカリ キュラムである「基本技術Ⅱ」を実施する姜成機関が増えているが、一連一連の資格を取得時に は、基本技術Ⅱ」の修了の有無を示す公的な実轄が残らないため、一連一連の資格を取得時に は、基本技術Ⅱの修了の有無を示す公的な実轄が残らないため、一連一連の資格を取得時に は、基本技術Ⅱの修了の有無を示す公的な実轄が残らないため、一連一連の資格を取得時に に、基本技術Ⅱの修了の有無を示す公的な実轄が残らないため、一連一連の資格を取得時に に、基本技術Ⅱの修文の有無を刊別することはできない。 一連一連の資格を取得時にでは、 基本技術Ⅱの修文の有無を刊別することはできない。 一連の資格を取得時にでは、 「基本技術Ⅱ」を独立した資格とすることにより、例えば、①企業内指定養成施設で学校等が指定 表である。②専門学校等で連一一連即保護程に在第上で学生が「基本技術Ⅱ」を作りた場合は、入社後の 教育・審査を免除することが可能になることから、特定の学校や企業に捉われることなく、柔軟で効率 的な整備士養化系の基の情報を提び、主張士技術Ⅱ」を作りた場合は、入社後の 教育・審査を免除することが可能になることから、特定の学校や企業に捉われることなく、柔軟で効率 的な整備士養化系の長の所規を提び、在場に従来すると目指す者に「基本技術Ⅱ」の修了が義務付 けられていないが、そうした者への「基本技術Ⅱ」「修得機会の拡充にも資すると考えられ、製造業も含 かた航空産業全体の品質の産上げにつながる。 加えて、現行制度下では航空機製造に従事するとを目指す者に「基本技術Ⅱ」の修了が義務付 けられていないが、そうした者への「基本技術Ⅱ」「修得機会の拡充にも資すると考えられ、製造業も含 かた航空産業全体の品質の産上げにつなかる。 なお、「基本技術Ⅱ」はテンカルスキルを学が課目であり、機体システムと深く関連する内容ではないと考えられる。	本経済 団体連	経済産業国通	航空法第2 航空设置を 施設では東本 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2	者 申 に 日本	現在、既に航空運航整備士に係る技能証明課程のうち、基本技術Iの課程を別課程として 設けることができることとしており、当該課程を修了した際には基本技術Iに係る課程を修了 した書の修了証明書を指定義施施設いる例です。 また、その後、航空会社等の指定養成施設において一等航空整備士等の技能証明課程に停 る教育訓練を受ける際、基本技術Iに係る課程の修了証明書を有している場合は、整備の基本技術に係る教育を一部省略することができることとしています。	Σ E

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		↑技条内谷に関する事美関係を確認する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	提案	所管		所管:	省庁の村	¢討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281117024	28年 11月17日	28年   12月6日		法で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	は「過塩素酸カリウムを主とする火薬」が使用されており、適用除外対象に該当しないため、その都	(一社)济連 本経体会 会		2条等 災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして省令で定める火工品及び経済産業大臣が指定する火工品にあっては、火業類取締法の適用を除外しています。 歳来級と務定業を担める原来を生剤の者火の用に供する点火装置、地で健用エアパックガス発生器については、平成24年経済産業省告示第14号において、火業期取締法の適用を受けない火工品として指定されています。 合告: 2月3	号 薬類取締法の	現行制度応 可能	適用除外火工品の指定にあたっては、個別の火工品毎に火薬類の種類、量等により安全性を 判断する必要があります。酸素吸入器の酸素発生制の着火の用に供する点火装置、航空機用 エアハッグガス発生器は、災害の発生の防止及び乳みの安全の維持に支障を気候すあそれ がないものとして、火栗類取締法の適用を受けない火工品として指定されています。 既に指定されているこれらの火工品であって、告示に変め火火薬的知能、火薬の安性と 現なる場合についても、火栗類取締法の適用除かが適当であれば、その火工品の安全性と適 系は、適用除外火工品の耐度があるので個別にて相談でさい。 なお、適用除外上工品の指定があるので個別にないます。 では、海軍を収入工品の対象に関する審査手続、審査基準等については、「適用除外火工品 審査実施要領(内規)と制定し、HP等で公表しています。 ご要望の(2)の「過塩素酸カリウムを主とする火栗が点火薬として使用されているもの」につい では、告示で定める点火栗の組成(過塩素酸塩を主とする火栗)の要件を満たしていると考えと れるので、ご確認ください。	
281117025	28年 11月17日	28年	28年 12月28日	火薬 質類取締 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	加空法にて空式承認を停た部品を加空機への拾載を目的に制入する場合などにおいては、すでに 安全性(研究性)を満たした性能と考えこれることがに、これにの事前の輸入性可な不更とすること。ま	(一社)日本 本経済 団合会		のります。 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が 、ハサの完全の維持に支険を及ぼす機があると認めるとさけ、前原の数	家綱 距線注版	現行制度 下で対 可能	国内で製造されている火薬類については、その成分、構造等が明らかであり、かつ、火薬類取締法に基づき適切な製造、貯蔵等が担保されているところです。海外で製造された火薬類にいては、製造、貯蔵等に関し、火薬類取締法に基づいて行みれているわけではないため、その放分、構造等が明なものが多く、火薬類による災害を防止し、公共の安全の維持に支障を及ばすおそれがないことを輸入の都度、事前に審査を行う必要があります。 なお、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼす成がないものとして、火薬類取締法の適用を受けない火工品として指定されれば、当該火工品については、国内で製造されたものも、同様に火薬類取締法の適用を受けません。 新空機用火工品については、加空機用工ディングガス発生等等が既に適用除外火工品として指定されておりますが、これら以外の航空機用火工品について、火薬類取締法の適用除分が直出を対しまであれば、その火工品の安全性と適用除外の可否を検討する用意があるので個別にご相談下さい。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ◎ ・各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管に	内閣府		・提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案 所管		所管	省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討要請	回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	主体官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281117026	28年 11月17日	28年2月6		圧ガスの販売 における高圧	【具体的内容】 航空機又はその部分品内における高圧ガスについては、高圧ガスの販売事業の届出を不要とすべきである。 をである。 【提楽理由】 現在、航空機又はその部分品内に使用される高圧ガスを販売する場合、販売所ごとに、事業開始 日の20日前までに、販売する高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を 添えて、その旨を都道府県知事に届け出ることが求められている。 参減圧時の事実門廃業活い、教命符の診断用登業等計トル、消火器のハロン等ガスボトル(エン ジンおよび4助動力装置用)、非常時に機体ドアを強制開放するための登業等ボトル等、航空機に は高圧ガスをきむ部分と 傷患)が多く使用されているが、航空機用医工力スポトルの修理能力を持 つ国内事業者は非常に少なく 整備作業の受託先として作業が集中するため、販売台帳への記帳や 販売時の個別状態確認による負担が大きり、 航空機およびその部品については、航空法により安全性(耐空性)の基準が厳く管理されており、 作業記録の保持も基がすられているなど、厳格に適用されている。また、自動車またはその部分 品内における高圧ガスは、販売事業の帰出を受しない高圧ガスに指定されている。 こうしたこと経済まで、少なくとも、販売先が航空法の規定する「連送事業者」または「認定事業場」 に限り、届出を不要とすることを検討されたい。	(一社)日 本経済 経済産 団体連 業省	高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は、高圧ガス保安法第20条の4の規定に基づき、販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに都道病祭知事に届出を行う必要があります。 ただし、高圧ガス保安法施行令第6条に規定する高圧ガスの販売所において販売する場合には届出が不要となっています。 航空機内の高圧ガスは、高圧ガス保安法第3条第5号の規定により高圧ガス保安法の適用が除けませたことにある。 航空機内の高圧ガスは、高圧ガス保安法第3条第5号の規定により高圧ガス保安法の適用が除けされているところ。高圧ガス保安法の適用が除けるれているところ。高圧ガス保安法の適用を受けるのは、航空機に搭載する前の整備用部品等として、高圧ガス製品のみを受けるのは、航空機に搭載する前の整備用部品等として、高圧ガス製品のみをの場には、販売の届出等の規制を必要としています。	高圧ガス保安法 第20条の4 高圧ガス保安法 施行令 第6条	対応不可	航空機内の高圧ガスは、その部品内の高圧ガスも含め航空法において規制され安全性が確保されているため、高圧ガス保安法第3条第5号の規定により高圧ガス保安法の適用が除外されており、航空機内でないものについては、高圧ガス保安法の適用となります。高圧ガス保安法では、販売事業者及仮販売先の保安を機能するため、販売事業者の届出を義務付け、技術上の基準を適用しています。航空機に搭載されていない状態で高圧ガンを内包する部品、装備品が不適切な扱いがされた場合、災害の発生のおされがあり、転売されることが繰り返されれば、航空機に搭載されることが確実であると言えなどるため、販売の規制を適用する必要があります。また、自動車またはその部分品内に合ける高圧ガスについても、少量(高圧ガスの容積が5m未満)の取扱いで無い場合には、販売事業の届出を必要としています。なお、教命期次等のエアバッグガス発生器(高圧ガスの容積が0.15㎡以下のもの)については、技術の適用を除外しているほか、消火器については、条件により販売届けを不要としています。	5
281117038	28年 11月17日	28年12月6		大規模小売 店舗の配合 場別の配合 場別の配合 場別で は い で の は の で は の で は の で の で の で の で の で の	【具体的内容】 大規模小売店舗の出店・建て替えにあたっては、必要な駐車台数に係る基準を引き下げるべきである。 現在、大規模小売店舗を新設する者または設置している者は、必要な駐車台数「大規模小売店舗を設置する者が配置する書が配置する指針」に示されている計算式に基づいて第出)を確保することが求められている。計算式に用いられるも、店舗面指当り中日・来客飯庫型 は、日・ビーウェ こ・自動車分担車、り・平均乗車人員、ビー平均駐車時間係数は、平成10年8月に実施された「大規模小売店舗立地法指針見重しのアンケート調査がよどを踏まえ設定されたらのであり、平成17年の指針改定にあらっては、上記アンケート調査がなどを踏まえ設定されたらのであり、平成17年の指針改定にあらっては、上記アンケート調査がなどを踏まえ設定されたらのであり、平成17年の指針改定にあらっては、上記アンケート調査がなどを踏まえ設定されたらのであり、平成17年の指針改定にあらっては、上記アンケート調査があり方に加える保証とからのであり、平成17年の指針改定にあらっては、上記アンケート調査があり方による検証を付せて実施したうって、原単位や各保数の変の必要性を判断した。とされている。 以地域の独自基準の有無を問わず、「特別の事情」により当該基準に拠ることが適当でない場合は、ソ地域の独自基準の得を問わず、「特別の事情」により当該基準に拠ることが適当でない場合は、以地域の独自基準の保証とされている。しれ、原理の企りを保険のの本準のであることは可能、とされている。しれ、原理の中谷保険のの定時から10年以上が経過しており、その間に、人口減少や子高齢化に任い、消費者の順買行動にも一定の変化がみられるとともに、中心市街地の表退化が通行にている地域もなべない。加えて、最近では、対面し、規定を完全を表が表が違れては、カス・大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、	(一社)日 経済産 全 国合会	大規模小売店舗立地法の指針については、大規模小売店舗が生活 環境の保持のために配慮すべき事項をナショナル・スタンダードとして 定めており、大規模小売店舗が整備すべき必要駐車台数については、 計算五をもつて背出できるより、規定され、平成11年6月30日に最初 の指針が制定されております。 その後、平成17年に指針改定の議論が行われ、ナショナル・スタン ダードとしての指針の計算式だけでは対応できず、地域における自動 車音及の格差や地域特性による事情を勘察して対応せざる得ない自 を認めることの重要性が認識されました。そのため、平成17年に改正 された指針においては、以下の弾力的適用を剥入しておりまつ。 ① 都道府県等が1特別な事情」に該当すると判断した場合、指針の計 算式よりも必要駐車台数を経滅できるルールの導入。 ② 都道府県等が14時別な事情」に該当すると判断した場合、指針の計 算式より地の変更生率台数を経滅できるルールの導入。 ② 都道府県等が14時別な事情」に該当すると判断した場合、指針の計 算式より地の変更生率台数を経滅できるルールの導入。 ② 都道府県等による地域基準の策定が可能。 「特別な事情」により、指針の計算式しないの方法で、算出さることができるしております。 より、会長の出表が表す。その場合、との様なデータや計算式を用いるかについては、都道府県等の任意としております。 また、公共交通機関やモビリティシェアリング等の受違により、自動車 の利用が低い地域特性がある場合とは、西海県県等による地域を の利用が低い地域特性がある場合とは、配高原県等による地域で の利用が低い地域特性がある場合とは、配高原県等による地域の の利用が低い地域特性がある場合とは、では、自動車に よって、駐車場の必要台数を緩和することが可能となっております。 さらに、中心市街地店性化法において、大規模小売店舗立地法の適 の利用が低い地域特性がある場合とは、できます。 とまり、中間では、都道府県が定めることができます。 (参考:指針における必要駐車台数第出の計算式) 必要駐車台数 A x 店舗面積(Fm) x B x C ÷ D x 上 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率 に自動車分担率	舗を設置する者 が配慮すべき事	現下可能制対応	生活環境の保持の観点から大規模小売店舗が求められる必要な駐車場の台数は、公共交通やモビリティシェアリングの発達程度や精雪状況といった。住民が移動する際の自動車への依存の程度、その地域の人口減や少予高齢化の状況、さらに、自治体を含む街の関係者が推進するコンパウシティや歩いて暮らせる街といった。まちづくりの観点からの在り方も影響があります。 また、個々の店舗の特殊な事情を勘案して、必要な駐車場の台数を緩和する「特殊な事情」の適恵用受しいては、特殊であるが故に、その適用事例が少ないため、大規模小売店舗立地法の都適原規担当による連絡会議で、適用事例を相互に紹介しており、各都道府県担当者におも適用の検討が続いております。 地域間の自動車依存の差やその街による中心市街地のまちづくりの取り組みの有無、さらには、店舗の特殊な事情への配慮といった様々な要因を、指針における一律の計算立の中で反映させ、機械的に對することで、要当な駐車場の合数を費出することは、平成17年の指と改立の際にも検討されたものの、困難であったため、大規模小売店舗立地法の法運用主体である報道所集等に運力的な適用ができる構造に展と呼ば下4の指針成正ないて与え、更に、平成18年の中心市街地活性化法の改正で、中心市街地における大規模小売店舗立地法の適用を除かてきる特区制度を制設しております。 経済産業省としても、その地域の特性を反映した地域基準の策定や特区指定について都道解決等との「特殊な事情」の適用についての意見交換を行って参ります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		7提案内容に関する事実関係を確認する事項 1870年 - 1871年 -	提案	所管	Ph	i 管省庁	の検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応分		おける再検討項目
281117039	28年 11月17日	28年 12月6日	28年 12月28日	遠隔監視により 遠隔配けえる 高高施設 ある 造安連	【具体的内容】 高圧ガス製造施設の区分ごとに常駐させる保安係員の代替として、ITを活用した遠隔監視を認め、人による監視からシステムによる制御というIoT化を進めるべきである。 【提案理由】 観念機能の回数、 製造施設の区分ごとに保安係員を選任し、高圧ガス保安に関する職務を行わせなければならないため、製造を行っている間は保安保員が常駐する形態を取っている。冷凍機様*やレウガスなどでは遠隔監視が認められ普及、促進しているが、高圧ガス施設では認められていないためTOT化が促進されない。 *(社)日本経済団体連合会からの規制要望「冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遺無監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第9条2号の「1日1回の異常高検」に該当することとすべきである。」に対し、「点検方法について、コンピュータ制御等による遺隔操作で行う場合こととすべきである。」に対し、「点検方法について、コンピュータ制御等による遺隔操作で行う場合ことしまであると証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。」と経産省より回答。(「全国規模の規制改革・民間制度を登り上は見行制度上でも可能である。」と経産省より回答。(「全国規模の規制改革・民間制度を選」に対する各省庁からの回答について(平成18年11月27日)【資料1】検討要請に対する各省庁の回答参照 (い妻望理由 富圧ガス施設においても、保安低量と同等以上の水準で遠隔監視による保安が技術的に可能になっている。冷凍機様やレヴオスだけでなく、高圧ガス施設においても遠隔監視を保安保員として認め、IT化を促進すべきである。 (ご要望が実現した場合の効果 保安係員による監視が義務づけられているが、ITを活用することにより省力化して作業効率を高め、監視の精度が高まり、生産性の向上が関係できる。システム化により他の事業場への展開を推進する。	団体連		高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の運転に関して、ITの活用や遠隔整視の実施に係る制約は行っておりません。 高圧ガス製造保安係員(以下、保安保員」という。)に係る規定としては、高圧ガス保安法に基づき高圧ガス製造保金係員(以下、保安保員」という。)に係る規定としては、高圧力ス製造保金を含して終済。2年のは、高圧ガス保安法第27条の2 高圧ガス保安法第27条の支責任者の資格を有し、かつ高圧ガスの製造に関する業務経験を持つ保第二項、第三十七条の支援各の資格を有し、かつ高圧ガスの製造に関する業務経験を持つ保第二項、第三十二条第三項主法。高圧ガス保安法第22条第3項の規定に基づき、保安係員に製造監修の維持、製造の方法の整視、災等条件の応念措置の企業をなどの高圧ガスの製造に保る保安に関する技術的な業務を行わせることが最務づけられています。	- 7.00	制度の現状に記載のとおり、高圧ガス設備の運転に関して、ITの活用や遠隔監視の実施に 係る制約は行っておりません。IT技術の導入を進めて頂き、IT化を促進して頂くことは重要とま えます。 人による監視からンステム制御への見直しを進めるにあたっては、人とシステムとの適切な 措定体制を検討していくことが重要です。 例えば、保安係員に対影響生時の応急措置の実施などの業務を行うことが義務づけられ ていますが、災害発生時に保安保員がいない場合、現状の技術により、どの程度安全が担保 出来るのか等について検討を進めることが必要です。	Δ
281117040	28年 11月17日	28年 12月6日		受講期限の 延長、開催数 の増加		(一社)济連 四合会		高圧ガス保安法第27条の2第7項及び第27条の3第3項に基づき、保 安保員、保安主任及び保安企画推進員については、経済産業省令で 完める種々の時期において、高圧ガス保破会又は指定遺離機関が 行なう高圧ガス災害防止に関する講習を受けなければならないことに 気でひいます。 現行の仕組みにおいては、高圧ガス保安協会において、毎年度、全国 の講習開催日程等に係る計画を策定し、それらの講習を計画的に実施 別、第27条の 別、第27条の 別、第27条の 別、第27条	7 3 現行制 下で対 引 可能		Ť

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		で使来が替に関する手夫関係と確認する手項	提案	所管	F	所管省	r 作の検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	·等	<sup>対応の</sup> 分類	おける再検 討項目
281117041	28年 11月17日	28年 12月6日	28年 12月28日	備に使用する 材料が従来 品と同等以上 であることを 判定する制度		(一社)济 老好济 遭	経済産業省	高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するためには設計の検 制 第51条、 (特定設備の方も、特殊な及は製造中の検査を行うこか特に必要な設備 ビエガス保安法 の認可を受けた場合は、技術上の基準の特例が認められています。ま あける経済産 大るの即可を受けた場合は、技術上の基準の特例が認められています。 大るの申取者行列際には、高圧ガス保安協会会版が事前に行う技術 上の評価の結果を添付しなければならないとしています。	、高 法に 産業 事	超高圧設備等の特定設備は「高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するため、設計の会 材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要な設備」と定義されており、安全性について十分に確認する必要があります。 実践認 高圧ガス保安協会による評価にかかる時間は、例えば直近5年間の高圧法ポリエチレンブラミトの超高圧設備に係る特定設備の場合、申請受理から評価書発行まで約1カ月程度となっております。評価に長い時間がかかっている事例があれば、具体的にご相談べださい。今後とも国際環境にも配慮し、速やかな評価に努めて参りたいと考えております。	
281117042	28年 11月17日	28年 12月6日	28年	高圧ガス認定事業部の同様等では、関係を対しています。		本経済	経済産業省	コンピナート等 安規則(昭和 年通商産業者 第88号)別表 経済産業省告示には、認定事業者の保安管理部門、設備管理部門、7上欄一の規 運転管理部門の三部門長は他の部門の長を兼任することは認められ 「よ基・プラ経済 ない旨定められていませ。本業所内で乗る。設備、連布を管理す る長が複数の事業所の表を兼任するという状況が、事業所の保安の米・宗(認定完成を する長が複数の事業所の表を兼任するという状況が、事業所の保安の米・宗(認定完成を 可能です。	061令第一日 161令第第定産る告検認施るの告事。 事	実鎖認 河川等でエリア分けされた認定事業所において、同一部門長の兼任の例はあります。事業所 内で保安、設備、運転を管理する長が複数の事業所の長を兼任することは可能です。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	所管省	内閣府	ツハ 事物问が	) 佐菜 内谷 に関する 事 実 関係 を 雌 認する 事 項				所管	省庁の	検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
281117043	28年11月17日	28年 12月6日	28年 12月28日	事等の設基準 所自備準の が関係 で の で で で で で で で で で で で で で で で で で		ト 栓)角 ਜ /★ 浦	彩 经未补充 化二甲基苯酚 化甲基苯酚 化二甲基苯酚 化二甲基苯酚 化二甲基苯酚 化二甲基苯酚 化二甲基苯酚 化二甲基苯酚 化甲基苯酚 化甲基苯甲基苯酚 化甲基苯酚 化甲基苯甲基苯酚 化甲基苯酚 化甲基苯酚 化甲基苯甲基苯酚 化甲基苯酚 化甲基苯酚 化甲基苯甲基苯酚 化甲基苯酚 化甲基苯酚 化甲基苯甲基甲基苯甲基苯甲基甲基苯甲基甲基甲基苯甲基甲基甲基苯甲基甲基甲基甲基甲		等埃鲁斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯	①対応不 ②現行制対応可能	消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより、120分継続して取水することができる量の 水を常時取水することができる河川等が省令第9条第11項の規定による消火栓等を設置すべき 位置にある場合において、市長村長が適当と認めたときは、当該箇所に消防車用屋外給水施	2
281129011	28年 11月29日	28年 12月19日	1,7,31,0	預金取扱金 取扱金 を機関に一たは、 は 関係またい・リー の が が が が が が が が が が が が が が が が が が	は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利 便を損ねている。	一社)全 一组信庫信協会 主中重	経済産業省	平成20年の割壁販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱力措施教育ローンやリフォームローン等も、投行等・消費者間の金銭消費賃借契約と、学校・消費者間の投務提供契約にの間に「密接な業連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な業連性」の有無は、金銭消費賃借契約と優務提供契約の手続的「体性・内容的「体性・心金融機関と仮務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	条の3の23、第3 5条の3の60第2	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造書調金割販販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をとた上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん集者が近の規定を適用除水上する構造を要するほどの異ない。そこで、制度的な措置は行力では、具体的な負担や取り実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の関値化等の取得を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組ではおができない負担経滅の必要性が示され、いっプリルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の表で表を再度検討するものとするとされていますが、現在までしまいに応じ、制度的な措置の表を再度検討するものとするしされていますが、現在までしまがいる必要性が示され、かっ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等におい、か要に応じ、根質が計画で表示を表示しただいてないと認識しております。今後、具体的な必要性が示され、かっ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	ŧ

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		アステリロト 対 シデス 対	提案	所管		所管	省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項		主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
281129012	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	中小企業信 用保険業 の対象業種 の拡大	なっている。 こうした問題点を踏まえ、政府が定めた農業分野に関する国家戦略特区(アグリ特区)では、商工 業とともに農業を営む事業者の農業分野の資金を中小企業信用保険制度の対象とすることが可能と、 されている。無は女舎家の母馬を書から物図の事を問題の一つとされるの、農業の俗の変勢と小海を	一 社)全 一 国		れています。 保 中小企業庁では、当該アグリ特区保証に係る代位弁済による信用保 〇	)中小企業信用 R除法 国家戦略特別 I域法	その他	国家戦略特区におけるアグリ特区保証制度は、新潟県新潟市においては平成27年1月に、兵庫県養文市においては平成27年2月に、愛知県常滑市においては平成28年4月にそれぞれ取扱を開始しております。 投棄いただいきました対象地域の拡大については、今後、これら国家戦略特区での実績等を踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えています。	
281129013	28年 11月29日	28年 12月19日		中小企業等 経営強化法定 支援機関出 での届出事項 の簡素化	一方で、認定支援機関である金融機関においては、これらの変更に関して各設立根拠法等に基づ 国	を庫協 会、信金 中央金	经济産業省	中小企業等経営強化法第21条4項に基づき、氏名又は名称及び住所中 並びに法人にあってはその代表者の氏名、または事務所の所在地が 強 変更した場合には変更届出を主務大臣に提出しなければなりません。	能化法第21条第	対応不可	中小企業等経営強化法第二十一条第三項に掲げる事項に関する変更内容は、銀行法又は信用金庫法に基づき提出される届出においても把握することは可能であるものの、中小企業等経営強化法は銀行法等と異なる法制度であり、中小企業等経営強化法第二十一条第四項は、認定経営革命等を実規機に対し、変更の居出を着務づける規定であることから、異なる法制度の届出をもって、当該申請書記載事項の変更の届出義務を免除することは困難です。なお、ご提案いただいた内容については、認定支援機関制度固有のものではなく、他の制度でなお、ご提案いただいた内容については、認定支援を発きのと考えますが、一方で、業務負担の軽減に費する対応が出来ないか、その是非も含めて検討してまいります。	
281129039	28年11月29日	28年		フロン回収行程管理票の電子化の促進について	【従来理由】  ・フロン同収工租等理事の電子化が行われ 一般財団は   ロ大冷様・環接保全機構が運用している	ノース事	環境省	の理する場合では、	アロン類の使用 型の適正化に関 型の適正化に関 する法律第43条 プロン類の使用管 型の適正化に関 での適正化に関 での適正化に関 でので、で でので、で でので、で でので、で でので、で でので、で でので、で でいる。 でので、で で で で で で で で で で で で で で	下で対応	電磁的記録による行程管理票については、フロン排出抑制法に係る説明会やホームページ等でその利用方法を周知しており、利用者は着実に増加しているところです。引き続き、第一種フロン類充填回収案者も含めた周知徹底に努めて参ります。	,

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		で 一次 京 日本	提案	所管		所管征	音省庁の検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当	当法令等	対応の 分類 対応の概要	おける再検討項目
281129048	28年 11月29日	29年 1月16日	29年 1月31日	loT設備が取得するデータ について	【具体的内容】  - loT設備が取得する個人情報について、適法に利活用が可能になるよう、個人情報保護法の下に新たなガイドラインを策定すること。 【提案理由】  - 個人情報保護法においては、個人情報の利用目的の明確化を求めている。しかしながら、loT設備が取得する情報(例:カメラや冷蔵障害による情報)の取得に対する各個人からの承諾について運用方法を示す明確なガイドラインが無い。 - loT設備の普及を活性化するためには、取得する情報といかに利活用するかが重要であるが、当該法の下では、情報の利活用に制限や複雑を必要が1セスが参生しろも状況であり、ビシネスの活性化が割約される可能性がある。ガイドラインが作成されることにより、loT設備が取得するデータのスピーディな収集と利活用が可能となり、リース会社の新たなビジネス、市場が生まれる。	(公社) リース事 業協会	個報委総経業 人保員務済省		育報体設法   下 冬 笛10 冬   下	個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、個人情報利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知する必要はありますが、利用目的の公表又は本人への通知に該当する事例については、「個人情報の保護に関す下で対応 ・ 下で対応 ・ 京本書が、データの取得にあたって消費者に提示する情報等を整理した「月野市 ・ 京本書が、データの取得にあたって消費者に提示する情報等を整理した「月月1日 ・ 京本・事業者が、データの取得にあたって消費者に提示する情報等を整理した「月月1日 ・ 済や、カケラ画像の利活用を希望する事業者が消費者のプライバシー保護および適切な ・ 「一・ションの観点で配慮することが望ましい事項を整理した「カメラ画像利活用ガイドブッ (平成29年1月31日公開済)につきましても、ご確認ください。	、本 る法 IIけ 開 ミュ
281129098	28年11月29日	28年12月19日	29年 1月31日	提携教育ロる表 は対に対する表 は一般の一部 が は に は に が に が に が に が に が に が に が に が	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割販販売法の規制の対象となっている。 ・銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割販販売法の規制の対象となっている。 ・銀行等は「支払い可能見込制」の算出及が通動与信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関に口に個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。  「提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外として頂きたい(以下は除外条件を適用せず)。 ・特定商取り法の販売類型に該当する役所(特定機械的役務の提供契約)・・代果・川・門僚((法事い等の3の317から19まで)・信用情報関係(法条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの。信用照金を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。  「要望理由」 ・平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。 ・一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はとんどな、当該学校に混合、主、一方、提教育の側面が特に強い契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていてととなる。 ・本志、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学給金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁組が扱にあり、全方した契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていてととなる。 ・本志、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学給金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁組対象かとすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていてとといてといる。といる。を表しまる可能性に限定的と考えられる。 ・本語、学校と調を同いまする規制緩和を行っても、消費者目ので表しまる。 ・本語、対している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		轻济産業省	消費負債契約と、子校・消費有間の役務提供契約との間に「密接な率   条の30	4項、第35	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、 構造書籍会別販販売小委員会において同時の便宜の提案に係る書籍とした上で、平成と ア月に即りまとめた暗告書において、「中小企業を含かた登録側の開催用集入あっせん業者 の規定を通やしている中、現段階において、法の規定を適用除り上する措置を要するほど 体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な計画は行うず、具体的な負 変が必要を対しまるとれて、場合にいえない。そこで、制度的な措置は行うず、実施すべきで、 で、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、 で、の発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等によって、点 に応じ、制度的な措置の変を表現を規制できがしております。今後、具体的な必要性をお示しいただいてないと思慮しております。今後、具体的な必要性を示しい。 ・ 規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。 ・ 規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	7年 が法 見や うごう 要本か

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

W.U.W.D.	W.4.0	所管省庁への	内閣府での	40 minute va	相类の目状体内容性	提案	所管	i	所管省	庁の検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令領		坊の  分類 対応の概要	おける再検討項目
281129102	28年11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	引法における 六年ごとの外 務員登録更	[制度の現状(現行規制の概要等)] ・店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、大年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品た物取引法第200条) ・外務員の登録は、大年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品た物取引法第200条) ・外務員登録後、大年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃していただきたい [要早理由] ・孝子、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大宗であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップラモレバ販売対象とる事業会社が限定的、かつ規制対象が表土には特定委託をは該当しない場合であっても、特定当業者に該当ることが多く、所謂プロ経過する國際の割合が金商法よりも多いという事実がある。また、テリバティブ取引の割ぎの経済と行うにあたり、外務員は西原商品デリバティブ取引の対ならず、デリバティブ取引の対象を保護、説明体制を確立している。 起先物取引業協会および日本商品を挽助取引金がそれずが発力登録を保護、説明体制を確立している。 ・この様な中で、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の大年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を計ままとしていない銀行において、一方人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引を計すると対し、多大な労力とコストが生じている状況。 ・・カが国の商品デリバティブ取引を計するといたがまりませいに対象ではおいて、一方で商品の事業が定性にに知る解といる。業者に対する過度な負担は禁除すべきであり、大年ごとし更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。・・カで商品の市場の発展、活性化の観点があら、業者に対する過度な負担は策除す、べきであり、デーケで高品で制の発展、活性化の観点があら、業者に対する過度な負担は策除す、べきであり、一方で商品は明の発展、活性化の組織の対象と対する過度な負担は対象が大りであり、大年ごとしまが成り表していただきたい。	都銀懸	農林水水養養養養	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引集者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないさされ、同条第7項において、その登録は、6年ごとにその第200条第7項でいます。		対を予 外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を 図る観点から設けられております。外務員登録の更新制度については、法執行の実効性を確 保する観点から、検討を行ってまいります。	
281129109	28年11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	犯罪による収 益の移転に 利用されるお	[制度の現状(現行規制の概要等)] ・犯罪による収益の移転防止に関する法律において、金融商品取引法における店頭デリバティブ取引は、特定事業者を相手力とし特定通信手段を介して決済の指示が行われる場合、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引と定められている。例 ・限し、特定事業者を相手力とした商品未物取引法における店頭商品デリバティブ取引は、収益の移転に利用されるおそれがない取引として定められておらず、取引時確認を行っている。 (現実による収益の移転に利用されるおそれがない取引に、特定事業者との間で特定通信手段を介して決済の指示が行われる店を出力されておらず、取引時確認を行っている。 (具体的要望内容) ・現実による収益の移転に利用されるおそれがない取引に、特定事業者との間で特定通信手段を介して決済の指示が行われる店頭商品デリバティブ取引を追加していただきたい。 (要望理由) ・銀行が特定事業者又は外国特定事業者との間で行う店頭商品デリバティブ取引は、銀行が保有する商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが太宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市る商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが太宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市る商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが太宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市を商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが太宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市を商品価格変動リスクのヘッジを目のもとたものが表示であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市を商品である。	都銀懸話会	警察林省済省 建在経業 業	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)において、商品先物取引業者は、商品先物取引法 の移転防止に関する法律第239号)における店頭商品デリバティブ取引等を行うことを内容する契約を締結するに当っては、顧客等について取引 時確認を行うこととわれております(犯収法第4条第1項、犯罪による以 が移転防止に関する法律修行令(平成20年 東京等)、以下(犯収 の移転防止に関する法律修行令(平成20年 東京等)、以下(犯収 の移転防止に関する法律修行令)という。第7条第1項第1号3)。他方、金融商品取引法 昭和28年法律第25号)における店頭デリバティ第7条第1項第一份方、金融商品取引法 昭和28年法年第25号)における店頭デリバティ第7条第1項第一分表達施行今」という。第7条第1項第一号の事の方も、特定通信手段を利用する特定事業者等との間で当該を施行プ取引等のうち、特定通信手段を利用する特定事業者等との間で当該を施行、事業を顧客管理を行ことが許容されております(犯収法施行令第7条第 の移転防止に引 項柱書、犯罪による収益の移転防止に対 る法律施行規(甲成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済在 明第4条第119号。9号第4条第1号)第4条第9号)	関条 位関令 位関規 検定	犯収法は、犯罪による収益の移転防止を図り、テロリズムに対する資金供与の防止に関する 国際条約等の的確な実施を確保する観点から、特定取引を行う際に、特定事業者に対し、取 引時確認等を求めています。御要更事項に関しては、こうした同法の最旨を踏まえつつつ、特定 通信手段を利用した取引の実態等を十分に調査した上で検討し、結論を得て参ります。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		N提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案	所管	Pi	管省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応 <i>0</i> . 分類	対応の概要	おける再検討項目
281212002	28年 12月12日	29年 1月16日	29年 6月15日	業の兼業にお ける届出・報 告等にかかる	【具体的内容】 FinTechの進展をはかるため、銀行代理業、電子マネー(資金移動業と第三者型前払式支払手段発行業)、クレジッカード事業(包括信用購入あっせん業と貸金業)など、複数の監督当局に許可・登録等を要する事業を兼業する場合には、当該事業に係る届出・報告先を一本化できるようにする。 【提案理由】 (4)金融行の所管する銀行法、金融商品取引法、資金業法、経済産業省の所管する割賦販売法など、FinTechに関わる法規制において、その事業の許可、登録にかかる届出事項や報告事項は、その内容が重なるものか多い。したかって、これらの事業を兼業する場合には、同様の届出・報告事項について、届出書類や報告書類を作成して、各監管室口にそれぞれ提出しなければないたい、例えば、電子マネーで資金移動業と加払式支払手段を組み合かせた新しいサービス展開する場合には、資金移動業の監督当局と前払式支払手段の監督当局の両方に、それぞれ同様の書面を作成して提出しなければならない。 (6)金融関連に全家がサービスを融合・連携するにあたり、金融庁や経済産業省など、各省庁の所管する事業の業業によって新しい金融・金融関連ITサービスの発展を方ながすべく、名庁・監督局の別にかからす、素業する事業者における各サービスに関する届出・報告先を一本化することで、業業する事業者の事務負担を経滅できる。 (6)業業する事業者による届出・報告先を一本化することに、無する事業者による届出・報告先を一本化することに加え、行政においても届出・報告にかかる事務の効率化に繋がるものと考えられる。		金融庁産業省	銀行法、金融商品取引法、資金決済に関する法律、資金業法、割賦 品取引法、資金 販売法に基づく兼業における届出等については、それぞれの所管省庁 等に提出していただく必要があります。 環販売法	快討で	規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日規制改革推進会議決定)に基づく規制 改革実施計画(平成29年6月9日間議決定)において、「各府省は、行政手続簡素化の3原則 (行政手続の電子化の強度、「同じ情報は一度上70円別則」、「書式・様式の統一)と語 え、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめ に沿って、積極的かつ着実に行政手続エ入の削減に向けた取相を進めこととされてい 今後、事業の許可・登録にかかる居出・報告に関する事務の効率化のための措置を検討する ことを予定しております。	Δ
290119002	29年 1月19日	29年1月31日	29年 2月15日	外国人を大字 教員之Lを内容 研究の 研究の 研究の 研究 の の の の の の の の の の の の	[具体的内容] 国立大学法人を対象に文部科学省が導入を求めているクロスアポイント制度をはじめ、大学が外国人を教員(研究者)として受け入れる場合、(1)在籍出向という形式をとっても、職業安定法44条に規定する労働者供給事業には該当しないこと、及び(2)出向先が給与の一部を支払うことが可能なことを明確化すべき。 「提案理由」 (1)経済産業省産業技術環境局・文部科学省高等教育局が作成した「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と開意点」「甲成26年12月26日)は、人事労務管理の一貫として行われる在籍出向に限り、社会通念上、労働者供給事業に当たらないとの解釈を採用しており、クロスアポイント制度等の現状に合わないものとなっている。するわら、「一般的に、1 組織事業に当たらないとの解釈を採用しており、クロスアポイント制度等の現状に合わないものとなっている。するわら、「一般的に、1 組織事業に当たらないとの解釈を採用しており、クロスアポイント制度等のについては、社会通念上、「業として行われる「他の場合もにとなるでは、名は、「大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	個人	文部科 部省済省 業	『クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点』は、クロスアポイントメント制度における医療保険、年金、労災といった面において教員に不利益が生じないように登理し、モデルケースとして毎期型出商を推奨しているものです。実際に制度を選用される際は、本通知と参有にしつつ、両機関との能力、各様関い生活を、側側のこく検討・いただくようお願いしております。よって、大学が外国人教員を受け入れる際は、その美閣に即してのご対応をお願いしております。	事実誤	(1)在籍型出向のうち、①離職者対策を目的とした関係会社における雇用機会の確保、②経営 指導、技術指導、③職業能力の開発、④企業グループ内の人事交流等を目的として行われる ものについては、社会通念上「業として行われる」ものと判断に得らむのは少なく、職業安定と表 うられています。よって、本通知で書に該当するようなケースが生と点とよりないたっても、労働者供給事業と明確に区分するべ、出向元と出たのない。 たっても、労働者供給事業と明確に区分するべ、出向元と出向先の関係、出向の目的を明確 に整理し、4つの出向目的のいずれかを実態に即して明記することを推奨しており、これは外間 人教員を受け入れる場合も該当します。 20外国人教員を日本の大学が外在留資格「教授」として受け入れる際の給与の取扱いについ では、雇用契約があり、実質的に支払われていることがポイントであり、その給与が日本の大 学から直接支払かれることは必須条件ではありません。 なお、給与支払機関の医療保険や年金等を通用することが可能となるため、給与を一括して の元又は山内先援例から支払うことを推奨しておりますが、当該通知の30名行目の記載にある ように山向元と出向先のどちらにおいて給与を一括して支払うかについては、合理的理由によ り決定されるもの、と整理しています。	えた。
290128001	29年 1月28日	29年1月31日	29年 4月28日	中小保険 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成28年9月8日受付け受付番号280908001の中小企業信用保険法のいわゆるセーフティネット5号認定について御回答いただきありがとうございました。一つ確認がありまして再度を尋ねいたしま 貴省回答で「セーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している素種について、国がその構造転換を支援していくことを目的として、当鉄業種に属する中小企業に対して特別な保証を行うものである」とありますが、「国がその構造転換を支援」がよくわかりません。御存知のとおり、不況とされる業種(指定業程)は四半期での指定状況が指定」「非指定」「指定」「「非指定」と至互になっている業種が、多あかと思います。いずれにしても年末満の短い期間でナンオフされている「指定・非指定もついきますが、。そうでなくても「指定」「「指定」「「非指定」」「打定」をいましたのトラスパンに交互というのもあると思います。いずれにしても年末満の短い期間でナンオフされている「指定・非指定もついもないとなっます。」といずれにしても年末満の短い期間でナンオフされている「指定・非指できる」というなよれないというまますが、自分の勉強不足であれば申し訳ないとは思いますが、そこのところ教えてください。制度の狙いはそういうもあなのでしょうか?	個人	経済産業	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定するセーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者に対して特別保証を行うものです。四半期毎に各業種について担当省庁が中小企業信用保証を行うため、四半期毎に各業種におりても議制度の対象となる業種を指定しております。指定業種に該当ちる事業者は一定の先上の減少等の要件を満たすことについて、市町刊から認定を受けることによって、一般保証とは効件で100分保証を受けることができます。	· 黄 対応不订	本制度は、全国的に業況の悪化している不況業種を指定することにより、当該業種に属するすい企業の資金繰りを円滑にし、不況が一時的である場合にはその状態を乗り切ることや、必要「に応じて経営改善や事業転換を促すことを目的としています。ご指摘の通り、経営改善や事業転換には乗開記を有するものであり、また十分な資金を要するものであるため、当該制度によって資金繰りを支えることに意義があると考えています。	更

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ②:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	要合を判	内閣府	め、事務局な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項				丽	ぎ省庁の村	金討結里	担制改革
受付番号	受付日	庁への検討	での回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	Audr o TEAL		対応の		推進会議に おける再検
290217001	20年 2月17日	要請日 29年 2月23日	まとめ日 29年 3月31日	水素スタストではおけるでは、大きないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、ままないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、たまないでは、ままないまないでは、ままないいで	【提案の具体的内容】 水素ステーションにおける保安台帳の不要化を図り、引渡し先の保安状況の記入・管理を不要としていただとともに、保安台帳の記入・管理の不要化とあわせて、販売事業者の形態にかかわらず水素スタンにおける販売任者の選任を不要としていたださたい。 【提案理由】 高圧ガス保安法では、事業者は、引き渡し先における高圧ガスを使用する設備等の安全性を担保するため、保安台帳に引き渡し先の保安状況を記入し、販売主任者が管理している。同様に、水素スタンド事業者は、水素を充填、販売する際に水素スタンドで水素を供給し、車両のナンバーや充填日等を含め、原理に入し、管理することとされている。パリンスタンドでは、元月規制はない。こうに見制に対応するため、充填に要する時間が延長しており、今後の燃料電池自動車の普及拡大を踏ま入れば、そのコストは看過できない。また、米素スタンドをセルフ化した際にも、台帳記入のための人員が必要となる。一方で、多様な用途や容器に高圧ガスを充填するブランととは異なり、水素スタンドでは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器にしか充填を行わず、充填された水素が車輌以外の場所で活用される可能性もないため、保安台帳を不要化しても、保安上の支障は生じ、表しいの場合に活用される可能性もないため、保安台帳を不要化しても、保安上の支障は生じ、表したる。また、水素スタンド事業者は、販売所毎に、製造保安責任者の状または高圧ガス販売主任者免状を有し、高圧ガスの製造事まとも販売事業者が異なる水素スタンドの運営を行う場合には、保安監督者と販売主任者を別々に選任する必要があり、販売主任者の資格要件を満たす人材に保保及び人件を増大が課題となっている。一方で、販売主任者の業務として法令上明記されている販売に係る保安業務は保安台帳の記入・管理のみである。	(燃料電 池実用 化推進	経済産業省	制度の現状 高圧ガスの販売事業者は、高圧ガスの販売に関する技術上の基準を 連守し、経済産業省今に基づくところにより販売主任者を選任し、高圧 ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する必要があります。 技術上の基準としては、高圧ガスの引き減し先の保安状況を明記した台帳を描える事とされています。しかし、裏肝の実態とで引さ台帳 に記載する内容は単両ナンパーであり、10秒程度で完了することか 販売生任者に選任については、第1種製造事業者(水素スタンドの製 遺許可を受けた者)が、その事業所で販売する場合は選任不要として おります。	該当法 ・ 会等 ・ 一般高圧がストニ ・ 一般高圧が四十ストニ ・ 一切の ・ 一の ・ 一の ・ 一の ・ 一の ・ 一の ・ 一の ・ 一の ・ 一	検討に着	対応の概要  高圧ガス保安法では、販売集に対する安全情報の提供や販売先の管理等の業務を行うため、販売主任者の選任や、保安台帳の作成を来めているところです。水業スタンドにおけるFCVへの充境の実態に鑑み、安全が確保されることを前提に、規制の見直しの検討を行うこととします。 水業スタンドにおける保安台帳については、トラブル発生の際の販売先の追跡等が不要であることを前提に、保安台帳の作成義務の廃止を検討します。 販売主任者の選任の不要化については、高圧ガス製造業者が許可を受けた水素スタンドで販売を行う場合と同等の保安を行う体制を確保するなど安全確保の措置を前提に、販売主任者の選任ルールの合理化を検討します。	5 ©
290217002	29年 2月17日	29年2月23日	29年 3月31日	合化及び東載 で で で の の の の の を お で の の の に で の に で の に で の に で の に の の に の の の の の の の の の の の の の	い単向(単限に合称していない等の単向)の公追走行は禁止されていることから、公追を走行する単 間は高圧ガス保安法上の検査を合格している容器と搭載している車両と言える。 しかしながら、現行の車検では車検時に高圧ガス保安法に基づ、容器検査の有効期限内であれば、 原に車砂の本放料即四は「空架や本のや本型的料では、12場へでは乗込みをみずいるより、事やかま	FCCJ (燃料更推議会)	経済産 業省 至 国 通 省	車検は、運輸支局や指定整備工場(いわゆる民間車検場)等で受検することとなっており、容器再検査は、容器検査所で受検することとなっております。また、車検においては、圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置について、ガス容器検査または再検査に合格した高圧ガス容器を備えることを合格要件としています。 例えば車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部島に係る世界技術規則の作成に関する協定(平成十二年外務省告示第四百七号)に基づき世界を検環に記載された世界技術規則以下単に「世界技術規則した」。に適合する燃料電池の最長有効期間(以下単に「世界技術規則した」。に、近日の最大の上の下は、車検証の最長有効期間(初回は3年、2回目以降は2年3月以内としております。 高圧ガス容器に充てかする場合においては、その容器に高圧ガス保安法等46条第1項の表示としていまけます。同法第46条第1項の表示としては、充塡可能規限、検査有効期限、最高充均圧力等を記載した車載容器総括証票を燃料充填口近傍に貼り付けることとしています。	細目、容器再検	その他	水素スタンドの充填者による車載容器総括証票の確認については、充填可能期限切れ容器への充填による大事故の可能性があり、充填者と公共の安全を担保するために必要不可欠な措置であり、充填時に充填可能期限切れ容器ではないことを確認することは重要です。25万台以上等を及しているLPG-CNG自動車でも、充填者による標章等の確認を行っており、ご要望について検討を行うためには、車板を入の事団や法令上車検が不要な車両がある中で、どのように安全を担保するのか、当該懸念を踏まえても、車載容器総括証票を確認する手間を省略したいと考えるのかといった点について、詳しくご説明いただ必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。また、前述のとおり充填時には車載容器総括証票の確認が必要であるため、車検時にFCV車載容器の検査期限が次回車検まで確保されていることまで求めることは、不要と考えます。なお、例えば世界技術規則に適合する燃料電池自動車燃料装置容器の容器再検査の時期については、車検証の最長者の別期配き考慮して、初回は4年1月以内、2回目以降は2年3月以内と規定しており、この期間内であれば、前倒しで受けることが可能です。したがって、同時期に同検査を受検することが可能です。	<ul><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li><li>★</li>&lt;</ul>
29021703	29年 2月17日	29年2月23日	29年 3月31日	取り扱いの見直し	内側の可含の利剤等について自治体の利剤を向い変すがめず、一定利剤がネスプンドを体柔ととさるを得ない。本来、漏えいについては、漏えい検知器による検知で足りるとされているが、自主保安は支育なる。 スキャル・スペース まんじょう はまない スペーストー	FCCJ (燃料用 地化協議会)	経済産業省	高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造者等がその所有又は占有する 高圧ガスについて災害が発生した時には、事故届を提出することが義 務づけられています。 高圧ガスの事故については、高圧ガス保安法事故措置マニュアルに より定義されるおり、爆発、火災、噴止・漏え、い破裂、破損等が挙げら れています。(水素の噴出・漏えいは事故に該当する。) 事故届提出後の事業再開出都造原県の了解を得る必要がおります が、事故の内容、程度に応じて行われることから、極かて軽微な漏洩で が、事故の内容、程度に応じて行われることから、極かて軽微な漏洩で が、事故の内容、程度に応じて行われることから、極かて軽微な漏洩で り、漏洩量が多ければ、原図究明と再発防止対策を求めることがあり ます。	高圧ガス保安法 事故措置マニュ	検討を予定	事故データを分析し、リスクを評価した上で国際動向も踏まえて検討を行うこととします。 水素スタンドにおける事故の設置数に対する発生率は、技術の成熟している液化石油ガススタンドや先行して導入が進んでいるCNGスタンド等と比べてはるかに高くなっています。水素スタンドに関しては、取扱い条件の過酷さや実施の少なさなど、事故に関する情報をもらに収集し経験を積み重ねる必要もあると考えております。こういった状況を念頭に置き、検討を進めていきたいと考えています。	<b>♭</b> ◎

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		*技業内谷に関する事実関係を確認する事項	提案	所管		所管:	省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検討項目
290217004	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	ける直射日光 た遮る措置の 合理化	(	心美用 化推進	経済産業省	直射日光を遮る措置の内容の例として、不燃性又は難燃性の材料を 一般 使用した軽量な屋根を設けることや、短期間であれば不燃性、難燃性 安規	規則第7条の3 般高圧ガス保 規則の機能性 準の運用につ	その他	直射日光を返る措置は温度上昇を防止する等の観点から安全上必要です。 直射日光を返る措置については性能規定化されており、必ずしも屋積の設置は求めておりません。 改正の要望をいただいた基準については、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、当該基準以外であったとしても安全上問題ないことが説明できければ、審査に合格することは可能です。 また、業界で規格等を作成頂ければ、平成28年度より開始したファスト・トラック制度の活用により、民間規格を迅速に活用することが可能となります。	· ©
290217005	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日		「提条理田」 水素スタンドでは、保安検査、定期自主検査を毎年行わなくてはならず、30日間程度の休業が発生 し、FCVユーザーへの安定的な水業供給に支障が生じている。中でも安全弁や緊急離脱カップラー。 マルゴの企動やネッス・ディンス・フロ門のムル」(※1 までローナン・フィース・学生)	FCCJ 電料用 地化協議会)	经済産業省	第1種製造者は、年に1回、その設備について、都道府県知事等の 行う保安検査を受けなければなりません。 また、第1種製造者とは一定以上の処理能力を持つ第2種製造者 は、年に1回以上、保安のための自主検査を行わなければなりません。 検査期間中、予備品を利用しようとする場合には、高圧ガス設備の交 後、経微なもの以外)であれば変更許可の対象となる可能性がありま す。変更所可を行わずに予備品を利用するしくかとしては、()設定品 として安全性の確認されたものを用います。(②事前に予備品も併せて 完成検査を受けておく、③KHKの委託検査品を用いる。という複数の 方法があります。	旺ガス保安法 - 2 20条	その他	安全弁等の設備の代替品との交換を変更許可や完成検査を受けずに行うためには、①認定品として安全性の確認されたものを用いる。②事前に予備品も併せて完成検査を受けておく、③KHKの委託検査品を用いる。という複数の方法があります。これらの方法がとられず安全性の確認の取られていない場合、安全弁等の重要な高圧ガス設備を検査を行わずに使用することは出来ません。要望について検討を行うためには、検査や認定品としての確認を行わなくてもこれらの設備が安全上問題が無い根拠を示して頂ぐ必要がありますので、具体的に要望される特例措置の内容をご認明するい、提案の具体的措置の存と安全確保策について、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	©
290217006	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	トレーラー庫 の散水基準 の見直し	(	FCCJ (燃料電子 (燃料用進金)	经済産業省	水素スタンドの容器置場において、散水設備の設置を義務づける技術 基準は存在しません。	- 1	見行制度 下で対応 可能	容器置場への散水は法令上求めておりません。	0

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		で元末内合に関する手夫関派と雑誌がる手項	提案	所管		所'	管省庁の	<b>食計結果</b>	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
290217007	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	保安検査の 方法の緩和	【提案の具体的内容】 水素スタンドの保安検査について、天然ガススタンド同様、原則外観検査にて検査を行うこととするなど検査を簡略化するため現在業界団体等が検討している自主基準について、作成され次第、速やかに告示指定していただきたい。 【提案理由】 水素スタンドでは、保安検査、定期自主検査を毎年行わなくてはならず、毎年2千万円程度の费用がかかっている。最用の多くは、配管の開放検査(バルブ、安全弁等を含む)、ディスペンサー関連機器の開放検査(ノズル、緊急離脱カップラ・、フレクーラー等)、圧縮機、害圧器の開放検査の費用である。 水素スタンドの保安検査、定期自主検査により30日間程度の休業が発生し、FCVユーザーへの安定的な水素供給に支値がある。加えて、開放・再絡立でを繰り返すことは、漏洩のリスク増大の要因となっている。 一方で、天然ガススタンドの保安検査については、平成15~16年「保安検査方法見直し検討委員会」(高圧ガス保安協会)において、内容物である天然ガスが内部から腐食その他の材料劣化を引き起こす恐れが無いことは明白であるとの結論を踏まえ、検査の簡素化がなされている。加えて、、JIS規格(1821011994)と同等の構造と性能を持つ安全弁は検査の簡素化がなされている。加えて、、JIS規格(1821011994)と同等の構造と性能を持つ安全弁は検査の簡素化がなされている。加えて、、JIS規格(1821011994)と同等の構造と性能を持つ安全弁は検査の簡素化がなされている。加えて、、JIS規格(1821011994)と同等の機能と引き起こす込れが無いことから、開放検査を原則とすることは過剰規制となっている。 そこで、水素スタンドでいても、天然ガススタンド同様、原則外観検査にて検査を行うこととするなど検査を簡略化するため現在業界団体等が検討している自主基準について、作成され次第、速やかに告示指定していただきたい。	FCCJ (燃料実推議会)	経済産業省	保安検査の方法は、一般高圧ガス保安規則別表第三に規定されて います。 保安検査の方法についての民間規格を経済産業大臣が保安検査の 方法として認めた場合は、当該民間規格による保安検査の方法により ます。(告示で規格を告節定する。) 民間団体は告示で指定を受けるための保安検査方法を作成中であ 場、東家が得られておりません。(規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)の項目。) 水素スタンドに用いられる部材、機器類は新たに開発されたものが多 く、使用実績が少なく、非破壊検査の方法等が十分確立できていない ことや、メーカーの推奨する期間が定まっておりません。また、提示され た機器について毎年開放検査を求めているものではありません。	一般高圧ガス保 安規則第82条 一般高圧ガス保 安規則別表三	その他	保安検査基準について業界案が作成され次第、速やかに安全面からの検討を行い、結論を得ることとします。 関放検査が必要なものの範囲については、十分に検討を行う事が必要と考えておりますので、 今後予定されている高圧ガス保安協会との合同規格化の検討の場において確認してまいりま 3.規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)に基づき、業界団体に設置された委員会で検 査方法について検討が行われているところ。	0
290217009	29年 2月17日	29年 2月23日	3月31日	中規模水素ス タンド(仮称 の技術基準 の緩和	【提案四具体的内容】 中規模水素スタンドの規模に照らして過剰となる技術基準について、規模に見合った適正な基準を整備していたさきたい。  【提案理由】 平成28年2月に一般高圧ガス保安規則第12条の2が整備され、処理能力30Nm3/日未満の小規模な水素スタンドの設置が主に地方都市を中心に進んでいる。平成32年(2020年)頃には、このような分散型小規模水素スタンドを利用するFCVの台数増加に伴い、処理能力の拡大が必要となる。一方で地方都市のでい谷数増加に伴い、処理能力の拡大が必要となる。一方で地方都市のでい谷数増加に伴い、処理能力の拡大が必要となる。一方で地方都市のでい谷数増加に伴い、処理能力の拡大が必要となる。一方の地方が心臓には、受力が中間とは、で大部市間に比べてなお時間を要する。このような地域には、処理能力30Nm3以上100Nm3/日未満の水素スタンド(仮称する)の整備が高がと考えるれる。現在、中規模水素スタンドには第一種製造者(100Nm3/日以上)、に適用される技術基準(一般高日が、貯蔵の技術基準的含まれる。この技術基準には製造と貯蔵両方の技術基準が含まれ、下級支援開第条の3)が適用なの1が最高度(年間または第二種貯蔵所を想定したものと考えられる。	FCCJ (燃料工 電用 化協議 会)	経済産業省	水業スタンドは、その処理能力に応じて、異なる規制や技術基準が適用されているところ。 1. 製造事業者の許可、届出 第1種製造事業者(許可制100㎡/日以上)の場合、貯蔵の許可、 届出は不要。 (技術基準に貯蔵の技術基準が含まれている。) 第2種製造事業者(届出制100㎡/未満)の場合、貯蔵量が300㎡ 以上は届出が必要。 第2種製造事業者(30~100㎡/日)の技術基準は、第1種製造事業 者と同様。 (技術基準に貯蔵の技術基準が含まれている。) 2. 貯蔵の許可、届出 第2種貯蔵所の届出対象300㎡以上 第1種貯蔵所の解刊対象1000㎡以上	一般高圧ガス保 安規則第7条の3 一般高圧ガス保 安規則第11条	その他	通動となる技術基準があるとは認識していないが、具体的な要望があれば、データなどの根拠 とともに安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	. •
290217010	29年 2月17日	29年 2月23日		における販売 先・充塡先の 保安状況に かかる事業者 の責任の撤 廃	水素スタンドでは、販売主任責任者の選任や、販売先(充塡先であるFCV)の保安状況を記載した 台帳等による販売上の販売先に関する保安、更に、充塡時にFCVの容器の期限を確認しなければ	FCCJ (燃料用 (燃料用 化推議会)	経済産業省	高圧ガスの販売の事業を行う者は、届出が必要です。 ただし、第1種製造事業者がその事業所で販売する場合は不要です。 (つまり、水業をFCVに充填する者(第1種製造事業者)と、水業を販売する者 (水薬の所有者)が別法人である場合、販売届けが必要になります。) 要望1により、販売台橋、販売主任者を不要とした場合、販売事業者としての責務は販売届けを行うことのみとなる。具体的には届出書の提出のみ。 行政は、届出により、販売事業者が誰であるか、その所在を確認することができます。 高圧法では、販売店の所有する容器を用いて、中のガスのみを販売する形態があり、販売先、消費者の保安の確保に一定の役割を果たしています。FCVの場合容器は車両の所名をものであり、不特定の職を対象に販売する形態があり、販売先、消費者の保安の確保に一定の役割を果たしています。FCVの場合容器は車両の所名の保安女状況の把握は困難です。そのような販売大の保安状況の推進困難です。そのような販売大の保安状況の推進困難です。そのような販売大の保安状況の推進困難です。そのような販売大の保安状況の推進困難です。そのような販売大の保安状況の推進困難です。そのような販売大の保安状況の推進困難です。そのような販売大の保安状況を開発として、販売先への周知等を行う必要が生じる可能性は否定できません。	高圧ガス保安法 第5条、第11条、第20章 の4、第20章 6、第28条等	こその他	※要望の内、販売主任者の選任、台帳の記載については「290331019 水素スタンドにおける 保安台帳の不要化及び販売主任者の選任の不要化」、充環時の容器の期限確認については 「290331020 単検(自動車検査登録制度)とFCV車載容器検査の期間の整合化及び充壌時の 車載容器終括証票等の確認の不要化」の回答のとおり。 上記以外の水素スタンドにおける高圧ガスの販売及び高圧ガスの製造行為である充壌にお ける保安の義務について、ご要望について検討を行うためには、水素スタンドが高圧ガスの販 売及び充壌行為において、保安上の措置を行わなかった場合の安全確保について十分にこち 明頂(必要があります。特に、大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪	©

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

77.44.FF		所管省庁への	内閣府での	担实市区	担实内目化协力交换	提案	所管	Pi	管省庁の	検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
290217011	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	水業スタンド 設備の無人 運転の許容	【提案の具体的内容】 水素スタンドの無人運転(遠隔監視等による)を可能としていただきたい。 【提案理由】 水素スタンドにおいては、1日3回以上の日常点核や温度・圧力監視等の運転管理を行うため、保安 監督者自身または、保安監督者の監督の下で従業員が常駐している。 一方、海外では既に、遠隔監視により水素スタンドの運転を集中監視し、充塡はドライバーが行うこと で、無人のスタンド運営が可能となっている。 日常点核や運転管理は、ガス検知器、温度・圧力伝送器、画像等を用いるとともに、定期的な巡回等 を行うことで足り、常駐は不要と考えられる。 そこで、保安監督者の兼任による保安状況の実績や技術の進展を踏まえて、遠隔監視等による無 人での運転を可能とする。 なお、無人運転を行う水素スタンドにおいても、現状の7条の3と同様に、建築基準法に関しては かな水素を保有できることや商業地域等に建設できること、都市計画法に関しては市街化調整区域 への設置が可能であること、消防法に関しては現状と同じくがツリンスタンドの併設が可能であること を確認いただきたい。	池実用 化推進	総経業国通省産 交	【総務省】 従来の水素スタンドは、高圧ガス保安法令において技術基準が定められており、これを踏まえ、消防法令において結論取扱所に併設する 場合の技術基準が定められている。 「経済産業名」 水素スタンドでは、保安競括者または保安監督者を選任し、その製造 に係る保安について監督をさせなければならないとされてます。 処理能力が25万m未満(通常の水素スタンドの規模レヘル)の場合 は、保安監督者のみで可。 、建安監督者のみで可。 「国土交通会」 (置土交通会) (直土交通会) (主義経験法) 「指摘の水素スタンドでは、日宮田の点様をおこなうこととされています。 「国土交通会」 (主義基準法) 「指摘の水素スタンドに係る建築基準法の規定は、常駐する従業員 を求めるものではありません。 (主義基準法) 「指摘の水素スタンドに係る建築基準法の規定は、常駐する従業員 を求めるものではありません。 (本部計画法) 市街化調整区域に立地することが許容されているもの(都市計画法第3条条号に投定する立地を多)の方ち、主として市街化調整区域に変しません。 と世上の公益前の(第1年)以は、沿道サービスとしての総計所等(第1号)については、一般店圧ガス保安規則技術基準を満たしている水素スタンドも含むものとして取り扱っており、このことについて関発計可制度互用を針に明記されています。 すなわち、高圧ガス保安規用給日・明記されています。 すなわち、高圧ガス保安規用・新日・販記されています。すなわち、高圧ガス保安規用・新日・販記されています。 すなわち、高圧がス保安法に基づき認められている水素スタンドは、市街化調整区域に立地可能としています。	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	福油級放射の父主性の健康が、利能定のが、金んな報告の完生が恵足されるカプリン寺店 接物火災と未素力大火災による複合災害を防ぐ必要がある。 高圧力ス保安法令において、「無人運転を行う水素スタンド」の技術基準が定められてはじめ て、このような観点から併設可能か検討に着手できるため、現段階では判断できない。 【経済産業者】 事故や災害が発生した場合の対応の必要性を考えると、最低限の人数は必要であると考えて います。 「要望について検討を行うためには、遠隔監視等による無人運転を行った場合の安全確保の とかの保むは数のなします。」で、禁止に一つが明まり。	<b>©</b>
290217012	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	トラブル時の緊急充填等の可能化	【提案の具体的内容】 FCVの燃料切れ時等に公道等での緊急充填を可能としていただきたい。 【提案理由】 路上での燃料切れによる教授依頼はJAFだけで年間63.811件(平成27年度)発生している。 現在、移動式圧縮水業スタンドからFCVへの充填は「第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都 遠席県知事に届け出た場所で死でんかることとされており、不特定場所での燃料充填ができないこ とから、必ずレッカー移動を行わなければならない。 今後、FCVが普及し、燃料切れトラブルも増加すると思われることを考慮し、緊急充填を可能とする 規制見直しか必要である。	FCCJ (燃料用 池主推会)	経済産業省	圧力20MPa以下で圧縮機や蓄圧器等を使用しない充填(流し込み充 填等)について基準を整備しており、JAFが緊急充填するレベルの対応 支規則第5条の (平成28年2月の省令改正(一般則12条の3)で措置 済) (要望者が記載する条項とは一致しておりません。) 充填場所の届け出をあらかじめ行う必要があるが、JAFの営業エリフ を届け出ること等で対応可能です。	トで対応	度 JAFが行うレベルの緊急充填については、流し込み充填等の基準を整備しています。(平成2 8年2月の省令改正(一般則12条の3)で措置済)	e
290217013	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	家庭、小規模 事業所等での 水素充填の 可能化	【提案の具体的内容】 FCVについても一般的な家庭、小規模事業所等での充壌を、EV充電やCNG充壌と同程度の簡便さ で可能とする基準を備していただきたい。 【提案理由】 既に一般的なディーラーや自宅カーボート、ガレージ、倉庫や工場などにEVの充電設備が多数設置されている。また。CNGが境設備はガス事業法により、一般的な家庭の屋内ガレージで家庭用機器並の節便さで充壌可能な設備の使用が認められている。特に、一般的なディーラーでの充壌については、EVの普及の状況に鑑みても、今後の地方におけるFCVの普及にあたり重要なサービスになると考える。	FCCJ (燃料電 池生推 協議会)	经済産業省	圧力20MPa以下で圧縮機や需圧器等を使用しない充填(流し込み 充填等)について基準を整備しており、対応は可能です。(平成28年 2月の省令改正(一般則12条の2及び12条の3)で措置済) (要望者が記載する条項とは一致しておりません。) この規模を上回るレベルの処理能力、貯蔵量を有する水業スタンドの 場合は、それに応じた許可、届出及び技術基準を適用することで対応 可能です。	・ 現行制度の下で対応 可能	度 E 力20MPa以下の処理能力又は貯蔵能力を持たない充塡(流し込み充塡等)の基準を整備 しています。(平成28年2月の省令改正(一般則12条の2及び12条の3)で措置済)	•

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		アルボドリロト 同 プロデス 同 小人 小 日本 の 日 小人 小 一 か	提案	所管		所管省庁	の検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令	等 対応 分類		おける再検 討項目
290217014	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	保安監督者の複数スタンド兼任の許容	及い一定の国所数の水系スタントの株女監督者を兼任することを許谷していたださたい。 【提案理由】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	FCCJ 燃料電 地主推進会) 能議会)	経業省	保安監督者は、不在時には連絡体制を確立することが必要です。 水素スタンドでは1日3回の点検をおこなうこととされています。 なお、水素スタンドは、規格化されたFCV容器に定型化された製造 (充実)を行うものであることから、他の高圧ガス設備に比べ、資格要件 を大幅に緩和し、監督者のみによる保安体制を認めているところ。 水素スタンドでは、事故、災害が発生した場合には、危害予防規定等 定従い、諸設備の操作、応急措置、住民や行政に対する対応を行うこ とが求められることから、 一定の知識をもった資格者が対応する必要があります。	ス保 その他	事故や災害が発生した場合の対応の必要性を考えると、最低限の対応は必要と考えています。 複数の水素スタンドを兼任した場合の安全確保のための保安体制のあり方について詳細に ご説明頂(必要があります。特に同時に発災した場合や大規模災害時の対応に懸念がありま すので、その点についても詳細な説明が必要です。安全性に関する十分な説明があった場合 には検討を開始することが可能です。	0
290217015	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	保安監督者 の資格者要 件の合理化		FCCJ 電料開進会 地化協議会)	経済産業省	水素スタンドでは、保安統括者または保安監督者を選任し、その製造に係る保安について監督をさせなければならないとされています。 処理能力が25万m未素。通常の水素スタンドの規模レベル)の場合は、保安監督者のみで可。 保安監督者は、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有安超者とする必要があります。 6月の経験について、水素は分子量が小さく調達しやすい、LPGやCNGのような付臭ができず、炎が見えない、水素能化等の作用がある等の特有の性質が有り、水素スタンドは接定産業用でも様な超高圧極低温から高温の水素を取り扱うため、水素に関する一定の経験を求めているもの。	ス保 4条第 その他	ご要望について検討を行うためには、保安監督者の水素の製造に関する経験の要件を合理化 した場合でも、保安監督者としての能力について安全上問題ない根拠を示していただく必要が あります。 安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	
290217016	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	液化水素ポン プ昇圧型を整備するにあたっての基準 整備	【提案理由】 液化水素の連続昇圧にあたっては、蒸発器の凍り付きの問題から、2つの蒸発器を用いて交互に 4	FCCJ 燃料実用 化協議会)	経済産業省	許可、届出の判定に用いる処理量(処理能力)を算定する場合には、 圧縮機、蒸発器等の設備が実際に接触しろも1日(24時間)の能力に よるものとし、これらを合算して算出することとされています。 最大稼働能力という観点から処理量を算定する規定であり、物理的 に2つの処理設備が同時に存働可能であれば合算する必要がありま す。物理的にいずれか一方しか稼働することができない構造であれ ば、合算しないこととすることは可能です。	ス保 条第1 その他	同時に稼働させることの可能な設備については、合算して処理量を判断する必要があります。 最大稼働能力という観点から処理量を算定する規定であり、物理的に2つの処理設備が同時 に稼働可能であれば合する必要があります。物理的にいずれか一方しか稼働することがで きない構造であれば、合算しないこととすることは可能です。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

7 4 F P	W.4.5	所管省庁への	内閣府での		「脱来り替に関する事大関係と確認する事項 担害の目に使わらな	提案	所管		所	管省庁の	<b>食討結果</b>	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取り	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
290217017	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	出荷設備に 係る保安統括 名等の選任 の緩和	【提案の具体的内容】  水素スタンドに併設された出荷設備のように、水素ガスから専らカードル、トレーラー、移動式スタン ドに充填する一定規模以下の充填設備において、追加の安全対策を行うなど、実質的に7条の3と同レベルの安全が確保されていることを条件に、資格者の選任要件を緩和し、保安監督者による代替を可能としていただきたい。  【授業理由】  水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者に保安を監督させることにより (いわゆる保安監督者)、保安統括者「保安技術管理者「保安保員の選任が免除されている。一方、水素出荷設備については、水素スタンドに併設する小規模なものであっても、保安統括者・保安技術管理者「保安保員を選任する必要があり、多部の人件教を受している。  水素スタンドに併設した出荷診備からカードル・レーラー・移動式水素スタンドに充填する場合には、安全性に関して、FCVへの予減と大きな業具はないと考えられる。  そこて、水素スタンドに併設したいの発力を開催のように、水素ガスから専らカードル、トレーラー、移動式スタンドに売填する一定規模以下の元境設備において、追加の安全対策を行うなど、実質的に7条の3と同レベルの安全が機能されていることを条件に、資格者の選任要件を緩和し、保安監督者による代替を可能としていただきたい。  なお、追加の安全対策としては、流量調節弁の設置などが考えられる。	FCCJ (燃料更推議 (燃料用進会)	経済産業省	が認められており、実質、保安統括者と保安係員の2名体制で可能です。	高圧ガス保安法 第27条の2 一般高圧ガス保 安規則第64条第 2項		水素スタンドは、規格が定まっているFCVに対して、定められた方法で充填を行うための充填 プロトコルに従って充填が行われるものであり、限られた取扱い量、充填方法であることを前提 に水素スタンドの安全を確保するための技術基準や責任者の選任基準が定められています。 一方、出荷設備は、トレーラーや移動式スタンド、カードルなど様々なものに充填が行われる ため、それそれの充填行品にあった充填の保安管理を行う必要がありまま。その量もFCV の充填に比べて多量なものとなるため、水素スタンドと同様の安全性とはみなせないと考えて おります。 ご要望について検討を行うためには、提案について保安体制に関する基準を見直しても安全 性確保される根拠を示して頂く必要があり、上記の懸念点についても詳細な説明が必要です。 安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	©
290217018	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日		【提案の具体的内容】 リスクアセスメントを再度実施し、これらの基準の緩和について検討していただきたい。 【提案理由】 水素スタンドの安全性確保のため、二重遮断装置、過流防止弁等の設置が義務つけられている が、この規制は、82MPaの水素スタンドの実績がない頃に行われたリスクアセスメントに基づいて決 められたものであり、現文形な技術が反映されていない。 具体的には、リスサスメント当時に比べて、配管等に使用する材料と水素の関係性が分かって きており、破断前漏洩等も考慮した設計となっている。	FCCJ (燃料用 化協議会)	経済産業省	水素スタンドの設備に係る技術基準では、製造のための施設の位置、構造及び設備の技術上の基準として、安全確保のための措置を設けており、2以上の遮断措置を譲ずることや流量が著しく増加する事を防止する措置等を求めております。	一般高圧ガス保 安規則第7条の3	<sub>3</sub> その他	過流防止弁や2重遮断装置はフレキ配管の破断や地震等の災害時や緊急時にガスを止める 有効な手段であり。また、2以上の遮断弁は、緊急時の作動不良等に対応しており、非常時に ガスを止める手段を廃止することは不適切と考えています。 本件について検討を行うためには、過流防止弁等がなくても上記の懸念点を含めて安全性が 確保されている事をお示し損必要があります。 弁廃止時等の安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能で す。	
290217019	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日		【提案の具体的内容】 水素特性判断基準の基礎研究を進め確立させるとともに、確立した判断基準を速やかに基準化し、一般高圧ガス保安規則例示基準に導入していただきたく、引き続き協力していただきたい。 【提案四具 規介のN当量規制(SSRTによる相対飲りを基準とした材料選択)による材料は、水素の影響が極めて少ない材料であるが調達に時間がかかり、調達コストも高くなっている。 水素スタンドへの使用脚射でロットで、出来る限り汎用性のある脚材を適材適所に使用出来るような新しい水素特性の判断基準の確立・導入が望まれている。	FCCJ (燃料用 能 化推議会)	経済産業省	水素スタンド等に使用する材料に関する基準は性能規定化しており、 カスの種類 性状、温度、圧力等に応じ、材料に及ぼす化学的影響及 び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有することを 来めております。 製造許可を受ける際に、使用する材料が当該基準を満たしているか どうかについては、①基準を満たすことを立証するデータや規格を示 、②高圧ガス保安協会の計画基準事前開金受ける。③例示基準 に示された材料を用いる。④昨年末より運用を開始したファストトラック 制度により確認を受ける。毎の方法があります。 水素を高圧下で利用する場合には、水素能化等の作用があることか ら、これらの特性を評価、判定する方法を開発し、順次新たな材料の評価 を行い、特性が確認されたものは順次例示基準に追加してきており ます。材料の評価方法も順次改定、開発が進められ、採用されている ところです。	一般高圧ガス保 安規則第7条の3 (第6条第1項第 相号の規定を準 用)	その他	高圧ガス設備の材料に関する技術基準は性能規定化しています。改正の要望をいただいた 基準については、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、当該基準 以外であったとしても安全、旧間壁ないととが説明できければ、審査に合格することは可能です。 新たな水素特性の評価方法が事業者等の検討で確立出来た場合は、規格等を作成頂き、平成28年度より開始したアストトラック制度の活用により迅速に活用することが可能となります。個別の材料評価についても同様にファストトラック制度が利用可能です。 研究開発については、「提案主体のご要望を踏まえながら、平成29年夏までに今後の具体 的な研究内容を固め、水素特性判断基準の確立へ向けた研究開発を進めていきます。	©

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省	内閣府	- 3 ( <del>1</del> 1)311-310	P 近条内谷に関する事実関係を確認する事項	担实	所管		所行	管省庁の	検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議に おける再検 討項目
290217020	29年 2月17日	29年 2月23日		安全係数3.5 の設計におけ る圧力制限の 撤廃	高圧ガス保安法では、安全係数を4として(仕様で想定する使用条件における材料に対する負荷の	FCCJ (燃料電用 化協議会)	経済産業省	高圧ガス設備は、用いられる圧力または温度によって発生する最大の圧力に対し、十分な強度を有するものであることが求められており。具体的には、特定設備検査規則では、設計に係る安全係数が4、0の場合(第1種検定設備)の基準と3、5の場合(第2種特定設備)の基準が設けてあります。 設計係数を3、5とした場合の技術基準を満たす具体的な技術的内容及び検査方法の例示を売した例示基準(特定設備検査規則の機能性基準の適用の別添了第2種特定設備の技術基準の解釈)において、設計を対しての場合とそれております。ない、例示基準の内容と完全に一致しない場合でも、技術基本を済な、保示基準の内容と完全に一致しない場合でも、技術基本を済な、ない、保示基準の内容と完全に一致しない場合でも、技術基本を消なするとのである。	一般高圧ガス保 安規係第字条の 安規係第1項第 13号の規定を 開用) 特定設備検査規 則第14条		本件について検討を行うためには、安全係数3.5で設計した場合の圧力制限を不要とした場合でも、安全性が確保されることを確認出来る根拠(データ)をお示し頂(事が必要です。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	0
290217022	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	水素カードル 等の上限温 度の緩和	【提案の具体的内容】 水素ステーションに設置するTYPE1製水素カードルについて、上限温度の緩和をしていただきた 、	池実用 化推進	未有	水素スタンドに係る技術基準において、水素スタンドに設置される水 素カードルについては、容器置場として直射日光を遮る措置を講じることが求められているところです。 直射日光を高も措置としての具体的な内容の例示として例示基準には、不感性又は無燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けることが示されているが、短期間であればシートで覆うことで代勢することで自動としているなど、例示においても屋根に限定はしておりません。また、容器置場において、充て人容器等は、常に温度四十度以下に保つことが求められています。しかし、重射日光を適る措置を講じ、通風等を確保していれば、それ以上に具体的な措置は求めておりません。(要望着が記載するような散水設備の設置を技術基準で求めているものでありません。)	一般高圧ガス保 安規則第7条の3 (第6条第1項第 42号を準用)	その他	ご要望の内容について、散水設備は法令上設置を求めておりません。また、直射日光を遮る 措置については、直射日光を遮る措置については性原規定化されており、必ずしも屋根の設定 を求めておりません。屋根の設置は、当該性能規定に適合している「列ナルとして示したもので あるため、例示以外のものであったとしても安全上問題ないことが説明できければ、審査に合 格することは可能です。 なお、貯蔵や輸送時等において、外気温の影響で温度が40°Cを越えた場合でも、日陰で風 通しがよい取扱いであれば、技術基準違反にはなりません。	置
290217023	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	3.5よりも低い 安全係数の 一特定則への 追加	【提案の具体的内容】 35よりも低い安全係数に係る設計の検討が進み、基準が整備された後、特定高圧ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則に35よりも低い安全係数(例えば2.4)を導入し、特定則大臣特認と一般則詳細基準事前評価を不要としていただきたい。 【提案理由】 高圧ガス保守法では、特定設備を作る際、3.5よりも低い安全係数を採用する際には、法令上(特定則等)の規定がないことから、経済産業大臣による特別認可及び高圧ガス保安協会による事前評価委員会における評価が必要(一般高圧ガス設備では、高圧ガス保安協会による詳細基準事前評価のみ)であり、時間を要している。	FCCJ (燃料用 化推議会)	経済産業省	高圧ガス設備は、用いられる圧力または温度によって発生する最大の圧力に対し、十分な強度を有するものであることが求められております。具体的には、特定設備を登規側の規定を単用しております。 特定設備を作る際、3.5よりも低い安全係数を採用する際には、法令上(特定副等)の規定がないため、、経済産業大臣が危険のおそれが、無いものと認めも韓認の手続きを行ことで、都道府県の許可を受ける事ができます。この特認を容易にするため、特認の手続きに必要な技術文書が整備しており、既に一部に設計係数2.4の設計を用いた設備の部品が導・特認の手続きは2週間で実施した例もあり、事実上設計係数2.4を用いた製品の評価は事前評価も含めて1~2ヶ月で実施可能であり、事実上の問題は生しておりません。	一般高圧ガス保の 安規鳴第7条項第 (第6条第項第 13号の規定を準 門等記数備検査規 関第14条		現在でも、安全係数2.4の設計による設備は整備済の技術文書と特認により実現は可能であり、既に水業スタンドでも使われております。整備済の技術文書の活用により時間もさほどかからないため、実質上問題は無いと考えています。 その上で、設計係数2.4を設計の基準とした場合には、これまでの設計とは安全性の確保に関する考えが異なり、寿命の評価や定期的な交換、管理基準による担保等が必要なるため、一般的な基準とするためには、技術的にも制度的にも解決すべき課題が多く存在すると考えています。 本件について検討を行うためには、低い安全係数を設計の基準とした場合でも安全性が確信出来る根據(データ)をよ示し頂く必要があり、上記の懸念の点についてもご説明頂公安があります。低い設計係数を技術基準とした場合の安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	か こ で 足

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	再検討の	所管省	内閣府	はり、 争務向ん	が提案内容に関する事実関係を確認する事項				所管省	irpの検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状 該当法・	法令等	対応の 対応の概要	_推進会議に おける再検 討項目
290217024	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	型式承認の 合理化	【提案の具体的内容】 高圧ガス保安法においても、道路運送車両法と同様の型式認証の仕組みを導入していただきたい。 (提案理由】 高圧ガス保安法では、新しく開発したFCVの車載容器について、新たなライン(製造設備)を設置し 量度を始めるために、型式を取得する必要があるが、現在の運用では、製造設備を設置した後、そ の製造設備による製造工程について容器等製造業者登録を取得し、その設備により製造に予器の の製造設備による製造工程について容器等製造業者登録を取得し、その設備により製造に予器の 試験結果に基づいて型式を申請することが求められる。そのため、容器等製造業者登録に3ヶ月、登式 接された設備を作成、型式試験を行うのに約6月、型式試験の内容により型立を取 得するのに3ヶ月、それらの認可情報を入力したラベルの生産準備に1ヶ月程度を要している。 この点、道路運送車両法に多な「本画自体の認可取得得と2ヶ月以門に完了する。 車両の型式認証道路運送車両法においては、「どこのどういった設備で製造するか」というところま 車両の型式認証道路運送車両法においては、「どこのどういった設備で製造するか」というところま で事前に確定する必要は無く、製造事業場の追加の際の結束の認可は不安となっている。人質管理 の親点からは、既に完成品に関する検査が措置されており、十分担保可能であると考えられるため、 ったように製造場所と型式認証を紐付けて製造場所まで事前確認の対象とする制度は過剰であると 考えられる。	(燃料電 池実用	経済産業省	法第49条の5に基づいて、容器等の製造の事業を行うとする者は、工 境又は事業場ごとに登録を受けることができるとしており、当該登録を 要けた者は、法第49条の21第1項に基づいて、製造しようとする容器に 容器制第5 第89条及し 条	第57条、 そ	高圧ガス容器の破裂等が発生した場合は公共の安全に影響があるため、慎重な検討が必要です。 事業所毎に品質管理の方法や検査のための組織が異なる場合が想定され、同一の型式であっても同一の品質が担保されない場合もあります。 ご要望について検討を行うからには、高圧ガス容器の品質管理が、製造設備によらず一定であり、安全上問題ない根拠(データ)を示していただく必要があります。 また、裏望か一定成品に関する検査が措置されており、十分担保可能とありますが、検査は200個に1個の組試験であり、全教検査ではありません。この観点も含めてご説明いただく必要があります。 安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	
290217025	29年 2月17日	29年 2月23日		道以外(テストコース等)で	規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)No.65「試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装	池実用	経済産業省	貯蔵について規定する一般則第18条第2号へ及び第3号において、一般複合容器については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと等を定めています。また、移動については、完全の場所を指していては、一般複合容器については、記録容器の刻印等において示され、手作月から15年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと等を定めています。	及び第3 検 19条第1 定	計を予 現行の規定においては、特別充塡許可を受けた場合の一般複合容器に係る使用年数の考え 方が不明確ですので整理を行うこととします。	0
290217026	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	国際基準 (UN-RT34)に 基高圧研究の で水東京本 の制度 の 値 の の の の の の の の の の の の の の の に の り に り に	改革実施計画(2013年6月14日開議決定)Nc581燃料電池目動車等の車両と圧縮水素自動車燃料 装置用容器に係る法規制のパケージ化」への取り組みか一環として実施されたものである。 しかしながら、高圧ガス保安法関係については、関係法令に一部不足部分があるため、国連の事 再第の刑者がおれている場合では、大きの場合を入るして当内出来が、対象でよる、個を「ボ	FCCJ (燃池大推議会) 電視	経済産業省	高圧ガス保安法においては、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の更件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する低度で何度の保存に最づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する値度で呼吸の保存検索を係令第20号、以下国際容器削という。及び国際特互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等いう。及び国際特互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の制制、容易再検査の方法等を定める告示で成20年経済産業省告示第184号。以下国際容器細目告示という。)を制定しました。翌式承認を行っ場合は、国際容器組織式第23に基づいて容器型式承認を分に場合は、国際容器組織式第23に基づいて容器型式承認を分けることとしています。なお、UNR134においては、容器型式承認を分付することとしています。	器則、 検定	討を予 事業者がどのような様式を要望しているのかを聞いた上で、必要な検討を行います。	©

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     ○・再検討が必要(「⑥」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ:	再検討の	要合を#	断するた	め、事務局な	が提案内容に関する事実関係を確認する事項							
受付番号	受付日	所管省 庁への	内閣府での	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管		所包	管省庁の	<del>食討結果</del> 	規制改革 推進会議に
交刊留写	安刊日	検討 要請日	回答取りまとめ日	旋条争项	佐来の具体的内谷寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
290217027	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	高圧容器の サイクルバー スト試担後で手 法の見 間	【提案の具体的内容】 容器の出荷可容要件からバッチテストの実施を除外していただきたい。 さらに、サイクルバースト試験を代替できる品質担保手法の検証がなされた際には、国際法規改正を含めた見直しへご協力いただきたい。 「提案理由」 パッチテストとして実施するサイクル試験・バースト試験が終了するまでは、容器をリリース(出荷)できず、結果そのバッチ分の容器を保管する為の広大なスペース確保が必要。 下記を前提に、容器の出何可否要件からバッチテストとを除外する。 容器の適度にかかわる設計内容、それに基づく生産工程での品質保証、及び全数検査(膨張試験)の実施から、容器の耐圧強度は充分に担保されうる。さらに、万が一に備え出荷後の回収手段を整備する。 空影の耐圧強度は充分に担保されうる。さらに、万が一に備え出荷後の回収手段を整備する。 さらに、現行法においては、バッチテストとして実施するサイクルバースト試験がある割合で必要であり、大きな生産ロス(廃棄物、コスト)となる。サイクルバースト試験がある割合で必要であり、大きな生産ロス(廃棄物、コスト)となる。サイクルバースト試験を代替できる品質担保手法の検証がなされた際には、国際法規改正を含めた見直しへのご協力を頂きたい。	FCCJ (燃池実推進金) 協議会)	経済産	高圧ガス保安法第49条の5第1項に定める容器等製造業者の登録を受ける為には、同法第49条の7第3号において、品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることが求められています。該接接済産業省令で定める技術上の基準は、国際容易則第34条第2項において定めており、日本工業規格(9001/2008)の自愿規格(80901/2008)の最ランステン要求事項に規定される基準等を満たすこと及びJNR134の9.3.1 及び9.3.2 に定める組試験を行い、これに合格することを求めています。	高圧ガス保安法 第49条の7第3 号、国際容器則第34 条第2項、 国際容器則細目 告示第27条	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、 慎重な検討が必要です。 国連規則においても、品質を保証するため、200個に1つは、破裂テスト及び圧力サイクルテス の組試験を実施することを求めています。 ご要望について検討を行うためには、組試験がなくとも品質が保証され、安全上問題ない根拠 (データ)を示していただく必要があります。 これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	©
290217028	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	車載用高圧 本業容器等の 認可の 記可の 化	【提案の具体的内容】 容器の開発についても、車体と同様、認可を不要としていただきたい。 【提案理由】 FCV/CNG車については、現在、道路運送車両法と高圧ガス保安法に基づき規制されているが、今後のFCVの普及を見据えれば、高圧ガス保安法の規制が、大量生産を前提とした道路運送車両法の規制に小で、構めて敷いい部分がある。開発時の認可についても、道路運送車両法上、車両の開発を行うに際し、車体部分については、開発時の認可はついても、直路運送車両法上、車両の開発を行うに際し、車体部分については、開発時の認可は不要であるが、高圧ガス保安法に関係する部分は、開発品毎に認可を取る必要があり、開発の運延や、認可対応のコスト増に繋がる。	FCCJ (燃料用進金)	経済産 業省	高圧ガス法上、容器に高圧ガスを充填する場合、刻印等がされているものであることが必要です(法第48条)。当該刻印等は法第44条に基づく容器検査を受け、たれに合格するか又は法第49条の2第1項に基づ公司を指令を認定受けた場合等13即等することができます。なお、法第48条第5項に基づいて、経済産業大臣が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従って行うときも、充塡を行うことができます。	法第48条、法第 49条の5第1項 法第49条の21	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、 慎重な検討が必要です。 ご要望について検討を行うためには、開発品であれば、安全上問題ない根拠(データ)を示して いただる要があります。 これらの根拠により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能 です。	0
290217029	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 5月31日	に関する国交 省と経産省に またがる事務	【提案の具体的内容】 FCV(特にUNR関係)の申請窓口を一本化していただきたい。 さらに、車載容器については車輌部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。 さらに、車載容器については車輌部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。 「提案理由】 FCV/ON車など高圧容器を車載した車両においては、車両と容器の申請、管轄が国交省と経産省に分かれているために、以下のような課題がある。今後FCVを大量導入していくにあたり、自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化を求めるとともに、保事会的では、空間の自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化で表からなせんに、容器は経度省、車両は国室名管轄となっている管轄の一本化について、検討していただきたい。 自動車に関する申請の窓口の一本体など、事務手続きの合理化(両法)、中請の窓口の一本化としては、平成25年度の規制が直来変計計画(平成25年6月14日間請決定)申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化(両法)、大田、134年(東京の本人としては、平成25年度の規制が直来変計計画(平成25年6月14日間請決定)、No. 62(後年電池自動車について公本作者が高なが、UNR134では高く認可に表する。また後来の国内法でも容器から水素が漏洩した場合、底正ガス保安法での事故の取扱いと道路運送車両法の燃料漏れでそれぞれ届出が別々に必要である。そのため自動車についての事務手続きの合理化の観点から(特にUNR関係については)申請窓口の一本化をお願いしたい。 ② 現在・容器は経産省、車両は国交省管轄となっている管轄の一本化については、検討していただきたい。今後INVTAにより車両全体の一括認証の仕組みを進める場合、FC/CNQ車については重なと必必必要があり、国際的な相互承認の進め方に他国に後れを生じる可能性がある。そのため車載容器については車輌部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。また、車両と容器の法定点検(車検や容器再検査等)も両省にまたがり、有効期限が同期しないケースもある。	FCCCJ料用工 经营业化性储金	経業国通 産 交	FCVICついて、自動車の認証等については、自動車の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図る観点から道路運送車両法 (原和20年法律第185号)に基づき間工文通が、高圧ガス等等の認証等については、高圧ガス保をは一般では、高圧ガス保安法解第20号(日本70年)には、高圧ガス保安法体系の基準を行っているところです。また、FCVの高圧ガス保安に関する技術基準については、遠路運送車両法体系においては高圧ガス保安法体系の基準を行っているところです。また、FCVの高圧ガス容器等に関する事項等の型式設定相互承認協定に一重の規制とならないようにしているほか、甲板23年6月に最少的またが、10年の第一日を助された「一般の第一日を助された「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助する」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助された」といる。「一般の第一日を助きました」といる。「一般の第一日を使いる。「一般の第一日を使いる。」といる。「一般の第一日を使いる」といる。「一般の第一日を使いる」といる。「一般の第一日を使いる」といる。「一般の第一日を使いる」といる。「一般のでは、10年の第一日を使いる。「一般のでは、10年の第一日を使いる。「一般のでは、10年の第一日を使いる。「一般のでは、10年の第一日を使いる。「一般のでは、10年のでは、10	高圧ガス保安	その他	①FCVの高圧ガス容器に係る窓口の一本化については、FCVに関する事務手続のあり方について、事業者の負担等の観点から検討を開始します。 ②FCVの高圧ガス容器に係る管轄の一本化については、 ・現在においても、FCVに係る国際的な相互承認の進め方、関し我が国が主導的な役割を担づ、 ・ズ国立会に行うを課金はごをは、連携して対応していること ・高圧ガス容器は諸形式を禁めました。検を同時期に行うことが可能や制度設計としていること ・高圧ガス容器は諸形選決車両法体系上の一装置として位置づけられており、その技術基準については、道路選送車両法体系において高圧ガス保安法体系の基準を引用し、二重の規制となることを回避していることから、不要と考えます。	©

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

W. (1 W. C)	W.4.5	所管省庁への	内閣府での		根本の日本地の中で	提案	所管	所管省庁の検討結果	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等 対応の概要	おける再検討項目
290217030	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	容器における 設計上右両重を 分担しないが ラス繊維の解 釈	【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器における設計上荷重を分担しないガラス機権について、荷重に対する 存年まから、名類はな助いさいる。(介容器制造を考えない理じたとなって映解によっな場所できることを紹	FCCJ (燃料用進金) 化協議会)	経済産業省	高圧ガス保安法第41条第1項において、「高圧ガスを充てんするための 容器の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定めも技術上の基準 に従って容器の製造もといれればならない。」ことを定めています。当該 経済産業省令で定める技術上の基準については、国際容器側第5条 第1号において、行器組、充規する高圧ガスの種類、充く位圧力、使 用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造することとして、作業の登場を使用して製造することとして、作業的変化してする。 とり上して、性能関金化しています。 なお、当該性能に適合していることの例示を、国際相互承認に係る容 器保安規則の機能性基準の運用についての通達において示しています。 でいる場合がありますので、この場合であっても、落下試験等においてガラス繊維を保護がしています。 でいる場合がありますので、この場合であっても、落下試験等においてガラス繊維を保護がしている場合がありますので、この場合であっても、落下試験等においてガラス繊維では発きています。 被機(データ等)をご説明いただ必要があるかと思います。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	0
290217031	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	UNI-R134容 器へ標章の 方式の緩和		FCCJ (燃料電子 (燃料用進金)	経済産業省	法第49条の25第2項の規定により、登録容器製造業者が標章の掲示 をしようとする場合、「告示に定める方式に従って標章をしなければなら 法第49条の25 ない。」(国際容器制能自告示策29条第3項において、フープラップ所 国際容器制第53 方式は、国際容器制能自告示策29条第3項において、フープラップ所 国際容器制第53 の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミーウム店に同僚条項及び、条第2項、 第2項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように打刻したもの 全容器網部の外面に取れないように貼付する方式とすると定めていま す。	©
290217032	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	容器の許容 キズ深さの基 準の緩和	開発の自田度を高めるためにも、許谷キ人深さを1.25mmに限定せず、設計により自田に決められる	FCCJ (燃料電 地実推 協議会)	経済産業省	法第49条の25に基づき登録容器製造業者等が刻印等を行う場合、 国際容器細目告示第28条にしたがって、許容傷深さを125ミリメートル 以下である許容傷深さを刻印等することができるとしています。 条第2項、第6条 大第29条 注意イ容器再検査の方法について、国際容器則細目告示 第1項及び第3 2 2 2 3 3 4 3 4 3 5 6 4 5 6 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	•

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	提案	所管		所管省	庁の検討結果	規制改革 推進会議に
受付番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項		主体	官庁	制度の現状 該当法		応の 対応の概要	おける再検討項目
290217033	29年 2月17日	29年 2月23日		容器等製造 容器等製造の 素会社単位取 得	【提案の具体的内容】 容器等製造業者の登録にあたっては、会社単位での申請を認めていただきたい(車両製造は自動車型式指定申請を会社として実施)。 【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器等製造業者の登録にあたって、各工場等の事業場の単位で申請主体と (燃料 にているが、今後、量差規模が拡大していくに際し、工場が増える度に新たな容器等製造業者の登録とないられると、登録事業期間で、方針管理、検査員認定、内部監査、外注管理などの業務に、多 録を求められると、登録事業期間で、方針管理、検査員認定、内部監査、外注管理などの業務に、多 は高速などの単級しや単板が発生し、非効率となる。また。同機種の複数工場生産総書え、型式系配も工 場ごとではなく、会社として一度の認可取得としていただくことで、工場間の生産融通など、フレキシ ブルな生産対応が可能となる。	料電 実用 推進		法第49条の5において、容器等製造業者の登録は、「その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる」と規定しています。	<b>₹</b> 05 ₹€	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。 容器等製造業者の登録は、容器の品質管理の視点から法令上規定しているものです。 ご要望について検討を行うさいには、容器の品質管理を実際に行っている事業所単位でなく、会社単位で登録を行うことによっても安全上問題なく品質管理が行える根拠(データ)を示していただく必要があります。 これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	0
290217034	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	容器等製造業者登録の更新の見直し	写を使用させていたださだい。 池実 化推	料電実用		法第49条の5第1項において容器等製造業者の登録を受けた者は、法 第49条の第1項にあついて登録の更新を受けなければならないとして います、経済産業大臣は、更新したときは登録証を交付し(第49条の11 項、第49条 第1項、当該登録証には、登録番号を記載することとなります(同条第 1項、第499	9条の9第 そ	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。 更新の際には、引き続き、技術上の基準に適合しているかどうか等について確認を行うこととなります。この際に、具体的に省略可能と考えられる箇所があれば、ご提案(ださい。また、他の工場でも同じ容器の型式番号を使用すると、不良品が発生した場合、トレースが困難になる等の懸念があります。更新的後でも同様。本件について検討を行うためには、上記の懸念点を含めて安全上問題無いという根拠(データ)をお売し頂心要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	0
290217035	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	刻印のない試 作容器を車載 したFCVの走 行	特別充填許可は各都道府県にそれぞれ申請、許可をもらう必要がある。テストコース等評価設備は 池実 目的に応じ、複数の所在地にあるため、一つの容器の評価に対し、複数の申請、許可が必要となっ 化推	料電実用	経済産 業省	法第48条第5項に基づいて、経済産業大臣が危険の恐れがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に使って行うときは、高圧ガスを売填することができるとしています。なお、当該経済産業大臣の事務は、帝第18条第2項第5号により、内容積500リットル以下の容器に関する事務(鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。)については補道府県知事が、令第18条項、第50号、第50号、第50号、第60リットルを超え容器及び内容積500リットルとしての鉄道車両に固定する容器に関する事務については産業保安監督部長が行う事務とされています。	条第2項 第19条	<sup>才を予</sup> 都道府県の意見も踏まえつつ、検討を行います。	©

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(®、O、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
  - ⑥ : 各ワーキング・グルーブ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
     : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
     △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

Δ.	141英副	所管省	内閣府	の、事物向が	が提案内容に関する事実関係を確認する事項				所管	省庁の	検討結果	規制改革
受付番号	受付日	庁への 検討 要請日	での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	_推進会議に おける再検 討項目
290217036	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日		現行の高圧ガス保安法ではFCV容器の容器寿命(充填可能期限)は15年に決められている。また		経済 <b>産</b> 業省	合格した月をいう。/の削月から起身して15年を絵画した月」を尤填り 能年月とすることを定めています。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	際容器則第1 第6号 般則第18条第 号,第49条第3	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な終計が必要です。  で要型について検討を行うためには、FCV用の容器が20年まで延長可能としても安全上問題ない根拠・データ)を示していただと必要があります。 安全性に関する十分な説明があった場合には、経済産業省としても、事業者と協力の上、GTF-13及びUNR134の改正に向けて取り組んでいきます。	
290217037	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	間中の容器を 搭載している FC産業車両 用電源ユニッ	【提案理由】		経済産業省	しているときは、これを合格とする」として規定され、国際容器則第17 条に基づき容器再検査の基準を定める国際容器則細目告示第19条第 2号イにおいて、「自動車に装置されている容器」にあっては、「容器に 即は仕まれている容器に記載された事金器とは、当該容器が関する	第49条第2項、 際容器則第17 第1項第3号、 第1項第3号、 第19条第4日告 第19条第2号イ	その他	載せ替えの懸念の1つとしては、古い車両から取り外し、新しい車両に取り付けるまでの期間、適切に管理が行えるが、簡金が発生しないか等)についても懸念されます。ご楽室の検討のためには、これらの観点から、載せ替えを行っても問題ない根拠(データ)を示していただく必要があります。これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	0
290217038	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	FCV販売終了 後の補給用タ ンクの供給	【提案理由】 容器保安規則が適用される容器にあっては、同規則第8条第1項第10号において、また、国内相互	FCCJ (燃料用進 (燃養金)	経済産業省	日を、同号」において、国際仕権が来自即単二の科表画用谷命につい 「項学 では、容器検査に合格した月の前月から起算して15年を経過した月を 充塡可能期限年月(日)として刻印することを定めています。 また、国際卒業則質(を係る品)でよりて 国際卒業則しば無円される卒業	器則第8条第1 第10号ハ及び 、際容器則第1 第6号	その他	充塡可能期限の起算日を製造した日ではなく、車両搭載の日とするためには、車両に搭載するまでの期間は容器の劣化がないことを示す必要があります。を加えた後一定期間が経過するなお、FFP容器に乗かする場合があることが示されています。また、FFP容器は製造時圧力を加えて行うため、容器製造と共に劣化が開始されます。こで要望の検討のためには、車両搭載の日を起算日としても安全上問題ない根拠(データ)を示していただん必要があります。これらの根拠、データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	0

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

   ③: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○ : 再検討が必要「⑥」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象でする事項△ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

7 U 7 C	E45	所管省庁への	内閣府での		では来り替に関する事大関係と確認する事項 担害の目に使わらな	提案	所管		所'	管省庁の	<b>食計結果</b>	規制改革推進会議に
受付番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	おける再検 討項目
290217039	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	充填口付近 のラベルの寸 法の緩和	【提案の具体的内容】 国内においても海外同様にメーカーが車載容器総括証票の様式を決められるようにしていただきたい。 また、容器再検査合格証票についても必要な情報が記載されればメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。 【提案理由】 高圧ガス保安法では、FCVの水素充塡口のふた(リッド)に車載容器総括証票として縦30mm×横45mm以上、容器再検査合格証票として縦20mm×模45mm以上のラベルを貼ることが義務付けられている。 車載容器総括証票について、UNR134では7.1.1.2で「レセブタクルに近接してラベルを添付」とあり、必要な情報が記載されれば、様式はメーカーに任せられており、海形記定容器との不一致が生じている。国際的にはラベルの様式に関する規定はないため、国内においても同様にメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。容器再検査日本独自の仕事なが表現を	FCCJ (燃実用 化推議会)	経済産業省	該標章は、容器則細目告示第32条又は国際容器則細目告示第25条に 定める様式に従い行わなければならないとしています(容器則第37条2 項、国際容器則第27条第2項)。なお、当該様式においても、いずれも	第4項、 容器則第10条第第 1項。 1項。容器則第7条第 2項。容器則第7 条第1項、 経第1項( 経第1項( 経事2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第3 第3 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5	7 検討を予 定	国連規則を踏まえて検討を行います。 ただし、充填口のラベルについては、小さすぎると読めない可能性があります。安全上の観点からは一定の制限はあっても問題ないと考えます。本件要望について検討を行うためには、最小の場合、どの程度のラベルを検討しているのかをお示しください。	ŧ ©
290217040	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	係る容器保安規則」の型式承認番号の発行の仕組みが異なるため、同じ容器であっても生産工場が 異なる場合、別の番号が発行される恐れがある(様式の不一致については別途提案)。「国際相互承	化推進	経済産業省	法第49条の21第1項に基づいて、「登録容器等製造業者は、製造しようとする容器の型式について承認を受けることができます。容器の型式については、国際容器則細目告示第、集第7号(において、「同一の種類の材料を用い、同一の製造方法によって「一の容器製造所において製造されたものであること」と規定しています。	1項、		高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、 慎重な検討が必要です。 他の工場でも同じ容器の型式番号を使用すると、不良品が発生した場合、トレースが困難になる等の懸念があります。 ご要望について検討を行うためには、不良品が生じた場合の対応方法など、その安全性について開設が高いという複数を示して近く必要があります。 これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。	<u>;</u>
290217041	29年 2月17日	29年 2月23日	29年 3月31日	載したFCVの 廃車のための	高圧ガス保安法では、複合容器に対しては、充塡可能期限(現在は製造から15年)を経過した後	FCCJ (燃料用 地推議会)	経済産業省	貯蔵について規定する一般則第18条第2号へ及び第3号において、一般複合容器等については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を整過したもの等を高圧ガスの貯蔵に使用しないことを定めています。 また移動について規定する第49条第1項第3号において、一般複合容器等については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したもの等を高圧ガスの移動に使用しないことを定めています。	一般則第18条第 2号へ及び第3 号、第49条第1 項第3号	その他	高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、 慎重な検討が必要です。 様会容器については、荷里が加えられた後一定期間が経過すると容器の強度が著しく低下す る場合があり、充填期間が経過した時は直ちにガスを容器外に廃棄するよう規定しています。 なお、容器の中のガスが廃棄されていれば、当該容器をおいておくことや、移動することは可能 です。 ご要望の検討を行うためには、充填期間を超えても十分安全であることの根拠(データ)を示し ていただく必要があります。 これらの根拠(データ)により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始すること とが可能です。	